

○政府参考人(稻田伸夫君) 裁判書の中で、あるいは決定書の中で指摘を受けていることもございます。また現在、検察当局に対しまして田代検事らにつきまして告発がなされていることに伴いまして、その検査を行つてあるところです。それらを待ちましても、これに関連して必要な調査を行うなどして最終的にこの問題についてどういう問題があつたかということを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 例えは、判決書において、検察官が公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し任意性に疑いのある方法で取り調べた供述調書を作成し、続けて、その取調べ状況について事實に反する内容の検査報告書を作成した上でこれらを検察審査会に送付するなどということはあつてはならないことであると、このように裁判所の判決において厳しい指摘をされている。この指摘についてどのように受け止めていますか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 東京地方裁判所から今御指摘のような指摘があつたということについては重く受け止めているところでございます。

○小川敏夫君 いや、あつたかどうかの事実を聞いているんじゃないので、裁判所からそういう指摘を受けて、法務省はどのように受け止めているかということを聞いています。

○政府参考人(稻田伸夫君) 繰り返しになりますが、このような指摘を裁判所から受けたということは非常に重いものであります。ふうに受け止めております。

○政府参考人(稻田伸夫君) 先ほども申し上げましたように、裁判所から判決書の中でこのよう

指摘を受けるということは非常に重く受け止めなければならぬというふうに考えております。

○小川敏夫君 そして、裁判所は、言わばこの問題に対する結論的には、本件においては事實に対する内容の検査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において十分調査等の上で対応がなされることが相当であるというべきであると、こういう指摘をされておるわけですが、この指摘についてはどのように考えておりますか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 御指摘は、今の、東京地方裁判所の四月二十六日の判決の中で述べられているところだと想いますが、これは非常に重いものだと受け止めると、ことは先ほども申し上げたとおりであります。これを受けまして、検察当局におきましては、先ほど申し上げました告発の受理して検査のみならず、この原因の究明でありますとか理由等につきまして調査を行つておるという段階でございます。

○小川敏夫君 この事実に反する云々に関して、この証拠決定においては、この内容についてこのように述べております。

石川が勾留段階において、選挙民は私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私はいう個人に期待して国政に送り出したのに、やくざの手下が親分を守るためにうそをつくのかどうかといふことを聞いています。

○政府参考人(稻田伸夫君) 繰り返しになりますが、このような指摘を裁判所から受けたということは非常に重いものであります。ふうに受け止めております。

○小川敏夫君 また、判決は、事實に反する内容の検査報告書を作成し、これらを送付して検察審査会の判断を誤らせるようなことは決して許されないことです。このような指摘をしておるわけです。

○政府参考人(稻田伸夫君) 先ほども申し上げましたように、裁判所から判決書の中でこのよう

ということについては、これは法務省も認めるわけでございますか。

○政府参考人(稻田伸夫君) お答え申し上げます。まず、先ほど御指摘のありました決定書の中で御指摘のような指摘が裁判所からなされていると、これは、まさにそのとおりでございます。この点につきましては、法務省もそのような裁判所から指摘を受けて、検察当局において事實関係について調査を行つているというところでござります。

○小川敏夫君 いや、私は裁判所からそういう指摘があつたことが事實かどうかを聞いているんでないんで、裁判所から指摘されたように、この今述べた部分の記載が事實に反すると、その事實に反する記載があつたというその事實を法務省は認めているのかということです。

○政府参考人(稻田伸夫君) お尋ねの、その事實に反するということがどの辺りのところまでの射程でお答えを申し上げれば、問答式で書かれてる報告書と異なる内容の供述があつたという点は事實であろうと思われますが、その範囲がどこまでかといふふうに思つております。

○小川敏夫君 私は、虚偽公文書作成罪に当たるかどうかという法律評価を聞いているんではないんです。

事実と違つ記載があると、このように裁判所に指摘された。その事實と異なる記載があるというその事實は法務省は認めているのかどうか。それとも、裁判所が言つていることは間違いで、本当に更被告人が關係なかつたと言つても信じてもらえるわけがないし、かえつて口止めをしたに違ひないとか、絶対的権力者なんだと思われる旨述べて、それまでの供述を維持することを決意したことを記載した検査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調べ録音によれば五月十七日の取調べの内容としては事實に反するものであると、このように具体的に指摘されておるわけです。

○政府参考人(稻田伸夫君) お尋ねが逐語的に、つまり一問一答で報告書の中に記載された逐語のとおりあつたのかと、そのことが事實であるのかと、かつたというふうに認識しております。

○小川敏夫君 この判決書によれば、二つの例を取り上げて事実でなかつたと厳しく指摘しておるだけありますけれども、判決書は事實でない記載がその二つだけとは言つていいんで、したこどなどを記載したといって事實に反する記載がそれだけだとは言つていい。ほかにもあると、この二つの例を挙げただけで、事實に反する記載がそれだけだとは言つていい。ほかにもあると、この二つの例を挙げただと思うんですが、この検査報告書の裁判所が指摘した部分以外の部分について事實に反する記載があつたのかどうか、その点の認識はいかがですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 裁判所がどこまでを御指摘になつておられるかは私どもの方で明らかにすることはできませんけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、逐語的に申し上げれば、問答式で書かれてる報告書と異なる内容の供述があつたという点は事實であろうと思われますが、その範囲がどこまでかといふことは、現在、事實関係につきまして調査を行つておりますので、その過程の中で全てを明らかにしていきたいと思っております。

○小川敏夫君 その答弁の御趣旨は、まだ事實を調査中で事實を把握していないからと、事實が把握できていないからお答えできないという趣旨なのか、事實は把握しているけれども、まだ調査の結果を報告していない調査過程だから答弁できなといふのが、どちらなんですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 事実の把握というのはどの辺りまでを指して申し上げればいいのか、私、定かにできないところがございますので何と申し上げていいか分かりませんが、先ほど申し上げましたように、この検査報告書が問答式で書かれているということは事實でございまして、そこの中で書かれていることが逐語的に取調べの状況においては事實と合つていいなかつたという意味においては、事實と合つていいという部分があつたということについての認識は持つておるというふうに考えております。

○小川敏夫君 この検査報告書と實際の取調べのとおりあつたのかと、そのことが事實であるのかと、かつたというふうに認識しております。

て恐縮でございますが、先ほどから引用されております田代検事作成の検査報告書及び反訳書につきましても、これもいずれも先ほど申し上げました裁判の資料、証拠として提出され、証拠として採用されているものというふうに認識しております。そういう意味で、その内容の中身につきましてどうであるかということについて、現時点で私どもの方からコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○小川敏夫君 次に、検査報告書のちょっとした所を変えた部分を質問しましよう。

検査報告書のまさに冒頭なんですが、冒頭は取調べ日時、場所ですから、ここは事実どおりとして、それに続いて、取調べに入る冒頭として、こういう記載がある。少し長いですが、ゆっくり読みますよ。

「取調べの冒頭、本職が『貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告

人の立場にあるので、取調べに応じる義務はない

ということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護士から、

今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分に

受けた再検査で、私自身も深く関与しました事実について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを

ついて、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを

いう記載がある。

しかし、録音反訳書を見ると、全く一言もない、こんなやり取りは、一言のかけらもない全くこのやり取りがこのように延々十行にわたって記載されている、このことについて法務省はどう思っていま

るかと認識していますか。

○政府参考人(稻田伸夫君) ただいま御指摘のあ

りました点も先ほどと同じ問題があろうかというふうに思っております。そういう意味で、お答え

は基本的には差し控えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、この文書自体が確かに逐語的に中身において正確に記載されていないことは御指摘のとおりだろうというふうに思いますが、ただ、どういう位置付けであったのか

全体の流れの中はどういう位置付けであったのか

うに考えております。

○小川敏夫君 逐語的に云々とか解釈とか、そういう問題じゃないですよ。

取調べの冒頭に、要するに、任意の取調べです

いうことを重々説明して、石川は納得したと

いうことが延々十行にわたって書いてある。しかし、実際の取調べはどうなのか。まあ読んでもしょうがないからね。とにかくそんなことは一言もないまま、今日は録音機持っていないか、いや、もう中身に入っている。全く逐語的に云々といふ

解釈の問題じゃない。全く存在しない部分のやり取りがこの十行にわたって記載されている、これ

はもう一見して明らかですよ。

それでも、今検察の不信が国民の関心事となっ

て大きく取り上げられているときに、この国会の

場でこれを指摘されても、事実認識すら答えられ

ないんですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 御指摘は、二月十七日の東京地方裁判所の証拠採否に関する決定のところ述べられていましたので、もう一つ

確かに、裁判所において、検事が公判廷で証言した内容につきましてにわかれに信用するふうに思っています。

○小川敏夫君 裁判所はこういう表現も使っていました。田代検事の公判供述の信用性には以上で検討したとおり深刻な疑問があると。

深刻な疑問があるというこの言葉の意味、これは法務省としては、深刻な疑問があるという裁判所のこの表現の中にどれだけの問題意識があるのか、どれだけ深い問題なのかということを感じるべきだと思いますが、法務省はいかがですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) たまたま御指摘のよ

うな記載が決定書の中で述べられ、その結果とし

て石川氏の供述調書が却下されたわけでございま

して、その意味では非常に大きな問題だというふうに考えております。

○小川敏夫君 検査報告書は、今言つたように、

真摯に受け止めて一生懸命努力をしているところ

であるということを御理解いただきたいと思いま

す。

○小川敏夫君 検査報告書は、今言つたように、

真摯に受け止めて一生懸命努力をしているところ

であるということを御理解いただきたいと思いま
す。

はものとしか考えようがないんだけれども、これについて田代検事は、裁判所では記憶違ひだったと、いうふうに、記憶が混同したと、こういうふうに

いふて正確に記載されていないことは御指摘のとおりだろうというふうに思いますが、ただ、

この文書自体が確かに逐語的に中身にお

いて正確に記載されていないことは御指摘のとおりだろうというふうに思いますが、ただ、

あ私の推理ですが、この検査報告書は検事が上司にあてた文書として、そこの目的だけで作られていました。しかし私が読むことを前提にして作成された検査報告書だと私は想像しています。素人というのを誰か、この事件でいえば検査審査会の審査員は素人ですか。

どうですか、私のこの推理について。

○政府参考人(稻田伸夫君) 私の方から今の委員のお考えについてどうあるかというふうに申し上げるのは適当ではないだろうというふうに思います。

ただ、この報告書全体においては、これは今後調査をしていかなければいけないこともありますので、どういう意味で作ったのか、あるいはその目的それから用途等についても調査、検査の対象であること、これは当然のことですございます。また、その中で任意性というような問題が争点になつたのかならないのかということも明らかにします。

○小川敏夫君 そうそう、今局長の答弁で、この検査報告書がそもそも何の目的で作ったのかといふことの言葉が出ました。で、質問します。そもそもこの検査報告書は何のために作成されたんですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 先ほども申し上げましたように、まさにその点は現在、検査当局において行っている検査、調査の内容にかかわることであるというふうに思っております。

○小川敏夫君 私がこの検査報告書を読んで、やと思うような記載が、形があつたんです。先ほど私が、延々と一月十六日以降何日かにわたる取調べの状況についてのやり取りの部分を指摘しました、全て架空のやり取りだったんだけれども。この部分は検事と石川の言わば問答形式で報告書が記載されている。非常に読む人、特に素人は分かりやすい、そういう記載方法になつておるわけです。それが三項なんですがね。

この検査報告書、四項というのが更にあるわけ

ですよ。ふと思つたら、こここの部分の記載は問答式になつてないんですよ、検事と石川氏のやり取り。おかしいなと思いましたね。一つの検査報告書の中で、検事と石川のやり取り、一つのパートは問答式になつて、続く四項は同じく検事と石川のやり取りなのに問答式ではなくて文章式になつてある。ちょっと私、違和感を感じたんですね。これが私の考え方ですけれども。

ところで、今日、朝日新聞にも報道がありまし

た。副部長が特捜部長にあてた検査報告書というものの、実はそれが特捜部長が書いたものだと、この記事が載つていましたが、この記事に書かれた記載の真実性はどうですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) その点につきましても、検査対象として現在調査を行つているところと承知しております。

○小川敏夫君 調査対象、調査といつても、今まで刑事事件の検査だから、あるいは裁判中だからといって、この国会での質問に對してそれを拒否すると手を入れたような、すなわち文書の記載方法が違うというのも何か引っかかるんですよ。まあ、でもこれは推論の部分ですから、余り答弁はいただかなくても結構ですけれども。

私は、検察というものは、これは国の柱、社会の柱だと思うんです。正しい社会を構成する骨格だと思います。だから、法務・検察は絶対に正しくなくてはいけないし、いやしくも証拠物を改ざんするとか、うその検査報告書を作成して裁判所に提出する、あるいは検査審査会に提出するといふことがあつては絶対にならない。検査の信頼を取戻すためには、私は事実を全て明らかにして、その責任の所在も明らかにして、原因も明らかにして、そして出直すことが最も必要だというふうに思つております。

最後に、法務大臣にお尋ねします。

やはり、検査の不信を招いた、その一つである事実でない記載があるというこの検査報告書の件について、やはり国民の信頼を取り戻すために、事実を徹底的に調べて明らかにして、その責任をしっかりと取らせて、さらにその原因も明らかにして、そして二度とこういうことが起こらない、そういう法務・検査にしていくことが国民の信頼を回復するために最も大切なことだと思います。

○小川敏夫君 その検査報告書は、言わば積極起訴ならしめたといふことの積極的な意見を述べている部分なんですね。その特捜部長が書いたという、副部長が特捜部長にてて作成したその検査報告書、その主要部分が、私が問題にしきてきた田代検事のこの検査報告書のこの虚偽部

分、架空部分、これが主要部分に大幅に引用されてしまうんです。

○小川敏夫君 私、また一つの、想像ですよ、推論をしました。

特捜部長が、副部長が自分あてに書く文書、もう

告書の中で、検事と石川のやり取り、一つのパ

ートは問答式になつて、続く四項は同じく検事

と石川のやり取りなのに問答式ではなくて文章式になつている。ちょっと私、違和感を感じたんですね。これが私の考え方ですけれども。

ところで、私は今考え方について

た。副部長が特捜部長にあてた検査報告書といふもの、実はそれが特捜部長が書いたものだと、この記事が載つていましたが、この記事に書かれた記載の真実性はどうですか。

○政府参考人(稻田伸夫君) その点につきましても、これは平検事に書かせてられないから私が作つたと、何かそんな気もするんですがね。まあ、これは私の推論ですから、別に答弁は要らないで

す。

そうしてみますと、検査報告書で、まさにこの虚偽である三項の部分だけ素人に分かりやすい問

答形式で書いてあって、何かあたかもほかの人

が手を入れるどころかよく起きるんです

よね、これは私の考え方ですけれども。

ところで、私は今考え方について

た。副部長が特捜部長にあてた検査報告書といふもの、実はそれが特捜部長が書いたものだと、この記事が載つていましたが、この記事に書かれた記載の真実性はどうですか。

○小川敏夫君 調査対象、調査といつても、今まで刑事事件の検査だから、あるいは裁判中だからといって、この国会での質問に對してそれを拒否すると手を入れたような、すなわち文書の記載方法が違うというのも何か引っかかるんですよ。まあ、でもこれは推論の部分ですから、余り答弁はいただかなくても結構ですけれども。

私は、検察というものが、これは国の柱、社会の柱だと思うんです。正しい社会を構成する骨格だ

と思うんです。だから、法務・検察は絶対に正しくなくてはいけないし、いやしくも証拠物を改ざんするとか、うその検査報告書を作成して裁判所に提出する、あるいは検査審査会に提出するといふことがあつては絶対にならない。検査の信頼を取戻すためには、私は事実を全て明らかにして、その責任の所在も明らかにして、原因も明らかにして、そして出直すことが最も必要だというふうに思つております。

○小川敏夫君 その検査報告書は、言わば積極起訴ならしめたといふことの積極的な意見を述べている部分なんですね。その特捜部長が書いたという、副部長が特捜部長にてて作成した

その検査報告書、その主要部分が、私が問題にしきてきた田代検事のこの虚偽部

にわたる御質問をお聞きしております。大臣としてどういう問題意識を持つてこの問題にかかわってきたか、そんなことが大変よく分かつたよ

うに思います。

○小川敏夫君 また、これで本当の最後ですけれ

ども、大臣のこの挨拶の中で検察改革がございま

した。その部分を読んだところ、種々の具体策

を策定、実施しているところであるとの記載があ

ります。これはしかし、既にこれまでにやつてき

た取組について触れておられるわけで、今後大臣

が何をしていくかということについては、引き続

き検察改革を推進してまいりますという、この言

わば抽象的な言葉だけに終わつていて、

ですから、私は、これを抽象的な言葉だけでな

くて、更にまたこれを具體化する様々な方策を考

えて、いただきたい。かつては検察の在り方會議な

どを開いて有識者の意見を聞いてこの問題を浮き

ましたが、是非この、検察改革を推進してまい

ますというのを具体的な形で実行していただきたい

いということを最後に述べさせていただいた

の質問を終わります。

○森まさこ君 自民党の森まさこでございます。

ただいま民主党の委員から大臣に対して質問がございましたけれども、私は大変な違和感を感じましたので、冒頭一言申し上げさせていただきました。

今日はたしか大臣が新しく就任なさった大臣所

に対する質問の日だつたと思います。それに七

十分間、そのうち大臣がお答えになつたの一回だ

けですか。ストップウォッチで計つてみてください

わらなない大臣所信をそのまま書き連ねてあるだけです。しかも七人目です。一人一人の在任期間も半年に満たない。ころころころ替えて、言うことの中身は同じ。国民に対する責務を果たして、言ういるとは言えないと思います。震災のことだけに限つてもこんなふうに指摘されています。遅い、足りない、心がない。そのことが法務行政の中の震災対策にもそのまま現れています。

それでは、滝大臣、御質問いたします。

小川大臣のそばで私の質問と大臣の答弁を聞いていたとおっしゃいました。小川大臣が就任したとき、私は質問いたしました。法テラスの出張所というものがござります。法テラスというのは国民の法律相談を受けるところです。大震災が起つて相談をしたい被災者が大勢いるので、政府は出張所をつくりました。幾つの出張所をつくつて、福島県にはどこに幾つありますか。

○国務大臣(滝実君) 法テラスの出張所については、現在、福島県内でどこに新たにつくつていくか、こんなことを今検討している、詰めているというふうには理解をいたしております。

○森まさこ君 大臣、御存じないようですが、後ろに控えている官僚の方にお聞きになつて、もう一度正確にお答えください。

○国務大臣(滝実君) この災害に関連いたしまして実は七つの法テラスの出張所をつくると、こういうことでございまして、現在四つほど決まつているわけでござりますけれども、今お三つについてどこに設置するかということが合意に達していないうといふ状況でございまして、それは一日も早く何とかしたいとは思いますが、今までの交渉の経緯、調整の経緯は、いまだ成立していない、こういうふうな状況でござります。

○森まさこ君 大臣、御存じないようですが、いたしておりません。当然その中には福島県も入っているわけでござりますけれども、今、鋭意詰めているというふうには私は聞いております。

○国務大臣(滝実君) それが幾つになるかということがあるかという質問です。

○森まさこ君 私の質問は、福島県に何か所、どこにあるかという質問です。

おりません。つくついていただいているんです。小川大臣が就任したときにもそのことを指摘しました。小川大臣が就任したときに、もう被災には法テラスの出張所が四か所つくれて、もう満員御礼の相談者が来ていました。私、自民党でも、その担当の方に来ていただきて、どんな相談をしているか、いろいろなこともヒアリングしておりました。福島県につくつてほしいと何回も政府にお願いしたんです。小川大臣にもお願いしました。この場でお願いしたんです。

滝大臣、小川大臣の隣に座つていて、そのことの記憶がないんですか。

○国務大臣(滝実君) 今申しましたように、あと残り三か所の問題があるわけでございますけれども、福島県の中の弁護士会とかあるいは法テラスとか、そういうところとの協議が、地元との間でどこに設置するかということが合意に達していないうといふ状況でございまして、それは一日も早く何とかしたいとは思いますが、今までの交渉の経緯、調整の経緯は、いまだ成立していない、こういうふうな状況でござります。

○森まさこ君 その答弁は小川大臣の答弁と全く同じです。三月二十二日の答弁です。それから、大臣がころころ替わって同じ大臣所信をしていきます。三月十九日でしよう、三ヶ月がたつて何にも進んでいないということじゃないですか。だから、大臣がころころ替わって同じ大臣所信をしていきます。

さて、私はそのことを指摘しているんですよ。形式だけを指摘しているんじゃないんです。その大臣所信に表れているのは、結果が出ないという、何も進まないというその状況を表しているからなんないこと、隣にいる副大臣も何も聞いていない。そんなことで、私たちのこの國の法務行政、司法行政がきちんと進んでいくんでしょうか、國民が守られていくんでしょうか。私は、滝大臣にこんなに強く質問するのは、そのことを強く訴えたいからなんです。七人目の大臣にもう質問するのも嫌で

すけれども、言わざるを得ない。國民の代表としてこの怒りの声を伝えたいと思います。

さて、先ほど小沢一郎さんの話がありましたけれども、彼が放射線の機密情報を一生懸命入手しようと/orして、奥様の指摘が週刊誌で報道されておりました。今日も昨日も朝日新聞の一面には、この放射線の情報のことが書いてあります。

私は、国会ですとSPEEDIのことについて質問をしてまいりました。この法務委員会でも取り上げたことがあります。最近出された国会事故調査委員会の中間報告では、SPEEDIの情報を政府が入手しながら避難民に知らせなかつたということが指摘されております。しかし、昨日と今日の朝日新聞の一面に載っているのは、SPEEDIの問題ではございません。アメリカの情報が、汚染地域の情報が、アメリカのモニタリング、米軍機によるモニタリングを行つた詳細な実際の汚染のマップが作られていました。それを政

府に送つていたのに、政府は避難民に知らせなかつたということです。

それによると、福島県の浪江町や飯館村を含む福島県の北西の、第一原発から見て北西の方向に三十キロを超える範囲にわたつて一時間当たり百二十五マイクロシーベルトを超える地域が広がっています。この線量は、八時間で一般市民の年間被曝量の限度を超える数値です。八時間で年間被曝量の限度量を超えます。

浪江町の子供たちは六日間その汚染地域に滞留しました。政府から、どの方向に逃げたらいいか、どの範囲まで汚染されているか、そんな情報は全くないから、浪江町の中を津島支所に向かつて逃げたんです。そして、そこでガソリンが尽きて、少しいう班目委員長の指示のファクスを細野大臣が届けませんでした。パニックしているから届けなかつたという答弁を私の質問に対してしておられます。だから、子供たちは安定沃素剤も服用しきだと思います。被爆者援護法だつて、広島長崎の方には医療費を無料にしています。

法務大臣も閣僚の一人になりになりました。

野田政権の閣僚の一人です。野田政権は、福島の再生なくして日本の再生なしと言いましたが、今は全くそのことは忘れているみたいです。しかし、

私は滝大臣に申し上げたいと思います。その言葉を野田総理にも一度思い出していただいて、被災地の被爆したおそれのある者たちの心の痛みを全く顧みないような、ああいう原発の再稼働とか、そういったことばかり報道されておりますけれども、もっと被災地に寄り添つていただきたい。そして、この原発事故にかかる国のお責任は、法務大臣も国の責任であるというふうにお認めになりますか、御答弁ください。

○國務大臣(滝実君) 野田首相が申しておりますように、福島の再生なしに日本の再生はない、まさに原発事故という大きな問題を抱えているだけに、私もそういうふうに認識をいたしております。

國の責任云々の話がございました。しかし、責任問題といつてもいろんな幅がありますから、全

てが國の責任で対処できるのかどうか、そういう

あるとは申しませんけれども、とにかく国とし

てできる限りのことは果たしていく、これが今回

の災害に関連する國の基本姿勢でなければいけないというのは私とそのとおりだと思います。

○森まさこ君 今、滝大臣は原発事故が國の責任

であると端的にお認めになりました。大

変残念です。やはり國が、政権が、閣僚の一人が

きちつとその責任を認めていく、そのことから被

災地の復旧復興は出発するのだと思つております。

先ほども小沢一郎さんの質問がずっと七十分間行われておりましたが、今思ひ返しますと、小川大臣の就任に対する質問のときも、たしかずつと

民主党さんの質問は小沢一郎さんのことでおございました。頭が幾つあるか分からぬこのような政

権と党でありますから、決められない政治が行わ

れ、それが被災地に、決められない復旧、決めら

れない復興、決められない法テラス出張所、決め

られない仮置場、住民の苦しみと直結してしま

うのだと思います。

私が、一昨日、南相馬市に行ってまいりました。

ツイッターに書いたんです、南相馬市に行って、ホテルラフィーネに行きます。そうしたら、そこに会いに来てくれた人がいました。その方がおつ

しゃいました。森議員が震災直後に、南相馬市で餓死があると指摘してくれた。餓死がありました、

そう言つていました。食料もなくて、水もなくて、

取りに行くこともできなくて亡くなつていった人を何人も知っています。そんなふうに命の危険と

背中合わせのそういう被災地で助けを求めていた

という、その現実を滝大臣もしっかりと心に留め

ていただきて、その南相馬市に一年たつても法テ

ラス出張所が設けられないということに対しても深く反省をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、滝大臣は衆議院の法務委員会で我が同僚の稻田朋美衆

議院議員の質問に対しても、今までの法務大臣のお名前を答えることができませんでした。今度は二

回目ですからお答えになれると思います。初代か

ら七人目の滝大臣まで、紙を渡さないでください、

今後ろの官僚が紙を渡しました。何と恥ずかしい

ことなんでしょう。先ほども指摘いたじやないで

すか、大臣所信を官僚が作った文章のまま読むよ

うなことをしないでくださいと言つたじやないで

すか。大臣の名前ぐらい言つてくださいよ。お願

いします。

○國務大臣(滝実君) 千葉大臣、柳田大臣、仙谷

大臣、江田大臣、平岡大臣、小川大臣、それから

私はございます。

○森まさこ君 紙を渡さなくても言えるじやない

ですか。後ろの方、反省してくださいよ。子供じや

ないんですから、子供扱いしてそうやって一言一

句書いてあげるから仕事をしないんです。政治主導つてどういうことなんですか。書かれた大臣所

信そのまま一言一句読んで、福島県に出張所がな

いことも知らない、しかも今まで副大臣だった、

私は信じられませんが。

それでは、それぞれの大臣が何でお辞めになつたか、稻田さんが聞いたときに答えられませんでした。

千葉大臣は何でお辞めになつたんですか。

○國務大臣(滝実君) 辞めた理由を私の口から申

し上げるのはいかがかということをございました

し、それなりに私の思つてることだけを申し上

げたわけでござりますけれども、千葉大臣は参議院選挙で当選できなかつた、これがそもそもお辞

めになつた理由だろうと、私はそういうふうに思つておられます。

○森まさこ君 千葉景子大臣は、平成二十二年の参議院選で大臣いらっしゃいましたけれども落

選をされました。当選、落選の問題ではないと思

います。その落選をした後、民間大臣と指摘されながら四十九日間在任をされましたけれども、次

の内閣改造でお替わりになりました。

私が問題だと思つてるのは、そのお替わりに

なるつい直前に死刑を執行なさつたことです。今

まで死刑を執行しないというようなことを表明さ

れておられた千葉景子大臣が突然二名の死刑を執

行し、死刑場を公開されました。しかし、そのと

きにもう国会が開かれておりませんで、私たちには

シヨートリリーフとして大臣に就任したというよ

うな理解をいたしております。

○森まさこ君 シヨートリリーフにしては長いで

すね。五十四日間、二ヶ月間いらっしゃいました。

○國務大臣(滝実君) 私は、仙谷大臣は言わば

ショートリーフとして大臣に就任したというよ

うな理解をいたしております。

○森まさこ君 シヨートリリ

には引継ぎをされておりませんでした。平岡大臣に、私、所信のときに質問したら全く分かっていらっしゃいませんでした。

江田大臣については、国会の参議院議長までなされて行政をチエックする立場の方でいらっしゃつたんですが、そこからまた天下りのような人事で行政機関の長になられたということが指摘をされていたということを申し上げたいと思います。

次の平岡大臣は何でお辞めになつたんですか。

○国務大臣(滝実君) 私も平岡大臣の副大臣を務めまして大変残念に思つたわけでございますけれども、最初のときの言わば秘書官の任用とか、そんな問題があつたように記憶をいたしております。

○森まさこ君 平岡大臣は、前科を有する人物を大臣秘書官に起用をしていたという問題が指摘されておりました。また、さらには少年法との関係でテレビ出演した際に、殺された被害者のお母さんに対して、加害者を死刑にして死の恐怖を味わわせて幸せですかというような発言をして、それが暴言だということが指摘をされておりました。

私たち、問題閣僚追及チームというのを構成しておりまして、やはり平岡大臣については大変問題があるだろうということで問題閣僚の一人にリストアップしていただわけですが、内閣改造でお替わりになられて、やはり問題逃れではないかと私たちちは思つておるわけでございます。次に 小川大臣です。小川大臣はなぜ替わられたんですか。

○国務大臣(滝実君) 小川大臣におかれましても、私が副大臣としてお仕えを、支えさせていたきました。そういう立場から考へると、小川大臣がなぜお辞めになつたかというのも私は心当たりがございません。

○森まさこ君 御本人を目の前にして心当たりがございませんと言つしかねないのかもしれませんけれども、法務委員会の議事録を見ていただければ、インターネットで見ていただいている方もお分か

りになると思いますけれども、競馬サイトを第一委員会室で見ておられたという問題が指摘されておりました。それから八千八百万円という法外な弁護士費用を公正証書に書いて、正當に勝つた原告からの強制執行に入つていくというようなことが指摘をされておりました。もちろん、御本人はそれが法的な問題になるということについては否定をしておりましたことを申し添えたいと思います。

私たち、やはり問責を出そうとすることであつても、適格大臣追及チームの中にリストアップをしておいたわけですから、また内閣改造でお替わりになられたということです。

ここまでずっと見てこられて、傍聴をされていられる方にもあきれてしまつたと思うんですけど

れども、ころころころと替わつた法務大臣でございます。法務委員会として大変残念でござります。七人の在職期間を私も全部これで数えてみます。またけれども、前任の小川大臣は百四十四日、約四か月でござります。その前の平岡大臣、百三

十四日、やはり約四か月でござります。金員で平均して百六十六日、五・三か月ということで、私、小川大臣の大臣所信に対する質問のときに申し上げたんです。前の平岡大臣が四か月ですから、小川大臣も四か月だと思って質問しますけど、大臣に就任してから二ヶ月たつてから大臣所信に対する質問をして、それに対して答弁しても残り二か月では大したことできないんじゃないですかと。そうしたら、その予言どおりに四か月で終わつてしましました。

そのことが恥ずかしいとか恥ずかしくないとかいうことでなくて、法務行政、司法行政にとって大変不幸だということです。そこで質問していることが全く行政に生かされないまま次の人に取り返す、そんな努力をしていかなければいけない、私もそういうふうに感じております。

○森まさこ君 地元の意見をよく聞くというのは、そんなのは言い訳なんですよ。法テラスの出張所だけの問題じゃないんです。仮置場もそうでも

私は、毎回毎回このことを指摘するのは本当に疲れました。しかし、そんなに難しい問題ではありません。出張所をつくるのに地域の弁護士会がもめているとか何だとか、そんなことで一年何ヶ月も掛かる問題じやないじやないですか。国がどうしてリーダーシップを發揮してつらなりますか。相談をしたい、その中で苦しんで自殺していく人のことを考えたら、自分がちょっといい文句言われたり批判されても無理無理つぶしてくださいよ。

滝大臣、この七回も替わつた法務大臣の人事とそれに伴う法務行政の遅れ、これに対しても滝大臣は御自身でどのように改革していかれるのか、お答えください。

○国務大臣(滝実君) ただいまの法テラスの出張所につきましては、六月四日にも地元で関係者が集まつて協議をいたしたというふうに聞いております。

大変長く時間が掛かりましたけれども、とにかく今先生の御提案のように、まとまらなくても法務省のリーダーシップでどうだと、こういうようなこともございました。しかし、法テラスを実際に運用していただくのは、やはり地元の弁護士会の先生方に大きな力を貸していただきなければなりません。なかなかうまくいかないと、こういう事情もこれあり、円満に場所が決まるまで協議をしてきたというのが実態だらうと思います。

しかし、物事には限界がありますから、やはりなるべく速やかに、少なくとも立地場所、設置場所については、ここまで長く時間が掛かったのをしまいました。

そのことが恥ずかしいとか恥ずかしくないとかいうことでなくて、法務行政、司法行政にとって大変不幸だということです。そこで質問していることが全く行政に生かされないまま次の人に

に責任を押し付けているだけじゃないですか。何で被災者の苦しみに寄り添つていただけないのか、自分が悪者になつてもそこにリーダーシップを發揮するという覚悟ができるのか、私には悔しくてなりません。

滝大臣、滝大臣は何か月ぐらい在任するおつも

りであります。

○国務大臣(滝実君) 森先生の今御指摘になつた過去のこととに鑑みまして、そういうことにならな

いよう精いっぱい頑張つてまいりたいと思いま

す。

○森まさこ君 先ほど、民主党政権における法務大臣六名は、今までの六名は平均在任期間が百六十六日だと申し上げました。滝大臣、滝大臣は引退表明をなさっていますね。

○国務大臣(滝実君) そのとおりでございます。

○森まさこ君 それでは、次の国会議員としての任期が終わつたら、もう議員はなさるつもりがない、そういうことですね。

○国務大臣(滝実君) そういうような表明をいたしております。

○森まさこ君 滝大臣は副大臣時代にもう引退表

明をなさつておられました。こんなにも短期間で短命で、ころころ替わつた法務大臣のこの職に、

引退表明をなさつておられる方を任命した野田総理の気が知れません。今度こそは腰を据えてやっていただきたい。私が今一生懸命に質問をしてきたこ

とも、解散総選挙があつたら、もうまた水の泡になつてしまふのでしようか。私は、野田総理の任命責任に直結する問題だと思つておられます。

それでは、最後の残された時間で質問をいたしましたけれども、先ほど法テラスの出張所のことを言いましたけれども、今度は法務局の出張所について質問をしたいと思います。

通告を出してある質問でございますけれども、

法務局の出張所が全国にございます。この出張所

を統廃合していくという方針で、これはずつと以

前から、昭和の時代から統廃合が行われてまい

ました。自民党政権時代にその統廃合の方針を出

して、数まで目標も定めました。しかし、その目標は既にとっくに到達されています。しかし、民主党政権になつてからもますますその統廃合を加速させております。一体どこまで地方の機関を少なくしていけば気が済むのか、私はそこのそもそもの趣旨を大臣に御確認したいと思うんです。

法務局の地方の出張所をまだまだどんどん統廃合していく、その方針に間違いないですね。そして、その理由は何ですか。

○國務大臣(滝実君) 基本的にはおよそ二つあると思いますね。

一つは、やはり昔と比べて道路交通事情が変わってきたと、それだけ少し遠方になつてもそれだけの言わばアプローチができると、これが一つでございますし、それからもう一つは、事務をスピード化するためにオンライン化を進めてきた。したがつて、オンライン化を進めてくるとともに、そういうアプローチの時間、距離も考えずに行くことができるようになった、これが法務局を統廃合してきた大きな推進力であったと私は理解をいたしております。

○森まさこ君 福島県の中にも統廃合のターゲットになつている出張所がございます。この法務委員会でも私、質問しているんですよ、議事録読んでいらっしゃらないと思いますけれども、福島地方法務局の二本松出張所、須賀川出張所の統廃合の話です。これが大震災後もまだ統廃合すると言っています。それはなぜですか。

○國務大臣(滝実君) 大震災を経ても、今申しました統廃合の言わば推進原因になつた理由というのは、それほど変わっているわけではないというふうなことがあります。

ただし、聞きますと、二本松にいたしましても須賀川にいたしましても、オンラインの切替えがないといふふうな基本的には、前々からずっと地元との間でこの出張所を統廃合していくと、こういうような基本的

な問題点についてはそれほどの大きな変化はない、そんなことで進めているというふうに私は認識をいたしております。

○森まさこ君 震災後、住民や司法書士、土地家屋調査士等の意向を確認しましたか。

○國務大臣(滝実君) そういうことは、要するに悉皆調査ではやっていないと思いますけれども、そんなことも耳にしながら進めているはずでございます。

○森まさこ君 時間になりましたので終わりますけれども、先ほども指摘しましたけれども、被災地に寄り添つていただきたい。被災地は今、統廃合なんかする場合じゃありません。建物だって、中通り、いっぱい壊れているんですよ。滅失登記どうするんですか。その中で統廃合の話を平気で持つてくる政府の気が知れません。

大臣、よく調べていただいて、次もまたこの質問をしますので、しっかりと御答弁をいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○丸山和也君 丸山和也です。

新任の滝大臣にたくさん聞きたいこともないわたいと思います。

まず、最近も話題になりました指揮権発動といふ法務大臣の権限に絡む件ですけれども、これは今日、小川委員が質問されるということで、あるいはこれに関する質問があるかなと思つて私は期待して十五分ぐらい前に来ていたんですけど

○國務大臣(滝実君) 私は指揮権発動については前大臣とは意見を交換したことあります。前大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

まず、最近も話題になりました指揮権発動といふ法務大臣の権限に絡む件ですけれども、これは今日、小川委員が質問されるということで、あるいはこれに関する質問があるかなと思つて私は期待して十五分ぐらい前に来ていたんですけど

○國務大臣(滝実君) 私は指揮権発動については前大臣とは意見を交換したことあります。前大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

大臣の了承が必要なのかどうか、その点についてはどういうふうにお考えになつていますか。

会見でしたが、まさに今延々と質問されていまし

た石川さんの取調べに関する検査報告書の偽造としろ起訴する方向で考えたら、指揮権を発動した

いんだというのか、したらどうか、しようと思つて

いるんだという相談かどうか分かりませんけれども、それを野田総理に伺つたということをおつ

しゃつていたよう気がします。それについて野田総理は、はつきり言えば聞いたことがないとい

うような答弁でしたけれども、検察改革のような話はあつたけれども、指揮権発動に関しては聞いた覚えはないというふうに言っておられましたけ

れども、どうお考えになつてあるか。

そのどちらが正しいかは、これ分かりません、全く正直言つて、事実が。ただ、そのいわゆる指揮権問題が大きく取り上げられたことは事実でありますし、そういう意味で、この事件とは直接関連するしないは別にして、指揮権発動ということは大臣のやつぱり職責にかかわつてくるわけですけれども、どうお考えになつてあるか。

それと、法的見解として、発動する場合に総理の了承というものは法的に必要なのかどうか、小川大臣が伺つたということがありますからお聞き

しているんですけど、どういう御認識ですか。

○國務大臣(滝実君) 基本的には、条文上、法務大臣に与えられた権限でございますから、そういう意味では、総理の指示を仰ぐと、こういうようなことは必要ないだろうと。ただ、内閣の一員として、やはりその事件に恐らくよるんだろうと思

いますけれども、単独で決めてしまつてというか、その後の問題はあるだろうと思います。

○丸山和也君 個々のことをお聞きしているわけですから、一般的論的なことは時間の関係でできるだけ簡潔に、良識のある法務大臣だと思つていますから、それはもう分かつていて、法的見解をお聞きしたわけで、一々総理大臣に尋ね、あるいは了承を得るということは必要ないと、こうい

う見解であるということで、私もそう思います。

そういう意味で、小川前大臣はそこまで決意があつたとしたらどうしてやめられたのかなという

件じやなくて、検査長に對して指揮権を発動して検査の問題についての意見を言うことがで

きる、こういうふうな理解をいたしておるわけでございますけれども、それも過去週つても一件あつただけという具合に抑制的に物事は考へないといけない、これが第一点だと思います。

ただ、その反面で、日常茶飯事のいろんな刑事

事件がございます。それについても、その反対解釈として言えば、誤解を招くようなことになりますから法務大臣としてはうつかり感想めいたこと

もできるだけ差し控えると、これが指揮権発動の言わば実質的、日常茶飯事としての機能かなと、こんな感じをいたしております。ただ、条文にございますから、それは、法務大臣の基本的な権限の一つということは肝に銘じて理解をしていかなければいけない、こんな受け止め方でございます。

○丸山和也君 もう一つ答えられないんですけれども、私が最後に聞いた、あなたは法務大臣ですから、仮にここで検討するというときに総理の了承というのは法的に必要なのかどうか、小

川大臣が伺つたということがありますからお聞きしているんですけど、どういう御認識ですか。

○國務大臣(滝実君) 基本的には、条文上、法務大臣に与えられた権限でございますから、そういう意味では、総理の指示を仰ぐと、こういうようなことは必要ないだろうと。ただ、内閣の一員として、やはりその事件に恐らくよるんだろうと思

いますけれども、単独で決めてしまつてというか、その後の問題はあるだろうと思います。

○丸山和也君 個々のことをお聞きしているわけですから、一般的論的なことは時間の関係でできるだけ簡潔に、良識のある法務大臣だと思つていますから、それはもう分かつていて、法的見解をお聞きしたわけで、一々総理大臣に尋ね、あるいは了承を得るということは必要ないと、こうい

う見解であるということで、私もそう思います。

そういう意味で、小川前大臣はそこまで決意があつたとしたらどうしてやめられたのかなという

件じやなくて、検査長に對して指揮権を発動して検査の問題についての意見を言うことがで

きる、こういうふうな理解をいたしておるわけでございますけれども、それも過去週つても一件あつただけという具合に抑制的に物事は考へないといけない、これが第一点だと思います。

ただ、その反面で、日常茶飯事のいろんな刑事

るということは、これは当然法治国家としてあり得ないことなんですね。そういうのが

そこで、やはりこれも近時の事件ですけれども、一昨年ですか、あの尖閣諸島事件がありましたと

きに、中国人船長が当然起訴、裁判になると思つていたら、突如として那覇地検が国際関係、日中

関係を考慮して釈放してしまったというとんでもない事件があつたんですけれども、これ私は、歴史だんだん解明されていますけれども、いわゆる政治介入していいと言つていますけれども、い

非嫡出子の相続分は嫡出子の二分の一だとかね。こういうことは、もうほんどう時間の問題で、違憲だと

いう裁判官が多くなってきています。こういうと

は、辛うじてまだ今裁判上合憲が保たれていますけれども、もうほんどう時間の問題で、違憲だと

いう法律をきちっと出して、早く民法の改正をするとか、当然おつしやつてているとは思つんだ

けれども、なかなか進まない。

それから、もう一つは夫婦別姓ですね。

これは、別姓と言うかどうかは別にして、これも民主党政権ではやると言つておられたようだけ

かし、これは前提として私の思想的理想を言うんで、やつぱり強い国家というか国と自

由な市民社会という、この一見矛盾するようなこ

とをやつぱり達成するべきだと私は思つてゐる

きいてると思うんです。このようなことは断じてあつてはいけないと思うんですけども、隠れやみ指揮権発動というようなことに対してもどう

いうふうにお考えになつていてます。

○丸山和也君

それでは、時間の関係で次に移り

ますが、いわゆる法務大臣がころころ替わるとい

うことと、なかなか法務行政が進まないとい

うあるんですけれども、それは別にしまして、

個々の問題について大臣が幾ら替わろうと、民主

党政権あるいはマニフェストでうたつていて

いろいろ含めて、やっぱりいい施策も、法案とい

うのも幾つかあると思うんですね。そういうのがなかなか進まないということについて、ある意味では失望もしているんですけども。

それで、一つは相続差別問題ですね。

相続での婚外子の相続分の差別、民法九百条四号ただし書というのがありますね。非嫡出子の相

続分は嫡出子の二分の一だとかね。こういうことは、もうほんどう時間の問題で、違憲だと

いう裁判官が多くなってきています。こういうと

は、もう法律をきちっと出して、早く民法の改正をするとか、当然おつしやつてているとは思つんだ

けれども、なかなか進まない。

それから、もう一つは夫婦別姓ですね。

これは、別姓と言うかどうかは別にして、これも民主党政権ではやると言つておられたようだけ

かし、これは前提として私の思想的理想を言うんで、やつぱり強い国家というか国と自

由な市民社会という、この一見矛盾するようなこ

とをやつぱり達成するべきだと私は思つてゐる

きいてると思うんです。このようなことは断じてあつてはいけないと思うんですけども、隠れやみ指揮権発動というようなことに対してもどう

いうふうにお考えになつていてます。

○國務大臣(滝美君)

基本的に指揮権発動という

からには、それは法律の手続にのつとつて堂々と

してやらないと、これはこれまで誤解を招くと、

こういうふうに自戒をしなければいけないと思ひます。

○丸山和也君

それでは、時間の関係で次に移り

ますが、いわゆる法務大臣がころころ替わるとい

うことと、なかなか法務行政が進まないとい

うあるんですけれども、それは別にしまして、

個々の問題について大臣が幾ら替わろうと、民主

党政権あるいはマニフェストでうたつていて

いろいろ含めて、やっぱりいい施策も、法案とい

る。片や、アジアの諸国を見ても全然違う、中国、韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

つくつていくかというのは時代によつて変わつていくと僕は思うんですね。家制度によつて強い国をつくつていくかというのを結婚したぐらいです

こういうことも、だからどういう形で強い国をつくつしていくかというのを結婚したぐらいです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

韓国にしてもですね。やっぱり生まれた自分の姓

というのを結婚したぐらいでは変わらないんです

も、婚外子の相続権の問題にいたしましても、いずれももう法制審の議論は終わっている、そんな問題でございますから、法務省としては何とかこれを法務化したいという姿勢については從来と変わらないというようなことを申し上げたいと思います。

○丸山和也君

おっしゃつたとおり、法制審議会でもそういうもう答申が出ていますから、それを

どうするかと。やっぱり国民的な議論を起こして、短兵急に決めることはないで、それも、やっぱり流れはやっていかないと、それで選択制という

こともあるし、いや、時期早いならもう少し様子

そういう中で、やはり僕は、民主党さんがおつ

しゃつて、これはいろいろ賛否両論ありますけれども、少なくとも歴史的な、あるいは哲

学的な観点に立つたこういう議論を堂々と進めていかないとやっぱり駄目だと思うんですね。それ

で、ちょっと世論がこう反対と言うとすぐやめてしまうとか、もう何というか、ポピュリズムといふか、信念がない政治というのは一番駄目だと思

うんですね。

特に、法務行政なんていうのは、そういう意味

では非常にぶつこつで質実剛健で、世論がどう言おうとか、もう何というか、ポピュリズムといふ

うとかなり啓蒙していくような姿勢がないと法務行政というのはなかなか前に進まない。そつしな

いと、また法務行政も他の省庁の政策と比べても、さつき言葉ありませんけれども、なめられるとい

うんですね。

それで、僕はここでなぜ取り上げるかというと、死刑問題という、私のやや持論になりつつあるの

は、今は制度的には無理なんですけれども、こういう一種の宗教犯、かつて政治犯という言葉があ

りましたけど、こういう彼らも元々の教義は基本

言葉で言えば衆生落度みたいな、そういうことを目的にして勉強したりあるいは修行したりしているうちに、気が付いたらこういう凶行事件を引き起こしていたということと、そのやつた行動と彼らの当初抱いていた理念とのギャップに苦しんでいるというのが、大ざっぱな言い方ですけど、実感じやないかと思うんですね。

ていくかというのは、まだ日本としては未経験の分野でございますので、これからは問題だというふうに理解をいたしております。

人間と認めた相手に死刑を断行するわけですか
ら、そこにやつぱり、いついつ告知する、あらか
じきそう、う告印朝聞を定めて告知へ、そし
なり

○国務大臣（滝美君） うんですが、大臣、いかがですか。
問題として、あつからじめ事前に期間を少し前か

○丸山和也君　いわゆる終身刑の議論が出るとまには、一方で死刑廃止論という、こういう主張もございまして、ややそういう流れの中で言われてきた趣もあるんですが、私は、個人的には、死刑

の心の準備等をきっちりとして、その覚悟の上でそれを受け入れるということがいわゆる極刑を受けられる者に対する最後の尊厳の在り方だと僕は思うんですね。だから、そこら辺をむしろ私は堂々とや

予告すべきだと、こういうようなお話をございました。

確かに、現在、死刑執行を実行している国においても、あらかじめ時間を取つて予告するといふことは、これまでのところ、なほあることはない。

もちろん被害者の方の、殺されたりいろんな被害者、今も苦しんでおられる方にとつては、どういう犯行であれ苦しみは同じですけれども一方、そういう加害者側から見ると、普通の強盗犯とか殺人犯とはやや違った面があると。こういういわゆる受刑者に対しては、僕はいわゆる終身刑とうような制度を設けて、むしろ終身刑の中で反省なり悔悟なりあるいは社会に対する償いというのをいろんな形でさせるべきだと、またそういう自觉を育てるべきじゃないかというふうに思うんですね。

は死刑として存置する、しかし犯罪の種類によつてはやっぱり終身刑というのがよりふさわしいんぢやないかと。より過酷だと言う人もあるんですね。終身牢獄に押しとどめられて人格を破壊されつゝで、しかも税金、いわゆる国費でやっていいって、そんな必要があるのかと、さつさと死刑にしてしまえと、こういう議論もあると思いますけれども、それももちろん分かります、論理的にはね。しかし、やっぱり刑の本来の目的が、応報とか教化育とかいろいろありますけれども、やはり犯罪によって刑のやり方にも多様性があつていいんだじやないかと見えて、つづいて

るべきであつて、それが法治国家の一つの究極の姿じゃないかと思うんですね。

ところが、ずうつと、それは早い人もおりますけど、何年もたなざらしのようになつて、いつか分からないと、夜が明けたら今日やると、これはちょっとといささか、かなり、まあ無礼と言つてはちよつとあれだけれども、やり方として、酩酊の問題じゃないんですけど、やや趣が良くないというふうに私は思ふんですね。

それで、その点について、たしか国連のアムステイですとか、国連の方からも何度も勧告もあります。

例もあるよう聞いています。たゞ、日本の場合にもかつてそうしたことが経験としてあるんだどうでございまして、その際のことを考えて、やはり時間を余裕見て予告するとそれなりの弊害というのは今委員がおっしゃったとおりでございまして、実際にそういうような事例もあったなどとで、日本の場合にはその日の朝と、こういううなことに切り替わったんだろうと思つております。

しかし、改めて人間の存在、尊嚴という立場から物を考えるということも必要だというふうには思ひます。

そういう意味で、再びやさばい紹興制度としてのメリットがあるんじゃないかなというふうに思つてきているんですけど、これは当然、法改正が必要なんですねけれども、また仮釈放を認めるか認めないと、このこともござりますけれども、こういう観点から灌法務大臣は何かお考えになるところがござりますかどうか。あれば、今私

ないかと思つてしますので、こうした観點から是非骨太のやつぱり政策あるいは考え方として法務省としてはじっくり大臣が替わろうが替わるまいがやっぱり取り組んでいただきたいと、これまは私何回も言っているんですけども、是非お願ひをしておきたいと。

ると思うんですね。そういう生活其間を記していく間に、身辺の整理、それから世話になつた人への挨拶とか、心の整理ですよね、そういうことをした上で執行をやることを私は是非制度改革としてやつてもらいたいと言つているんですけど、れども、一方 法務当局から、あらかじめ知らせると勧告すると、それから、かえつて混乱を起す

○丸山和也君 簡単には比較できないんですが
思します
例えば、もう治らないがんの告知とか、余命三ヶ月とか六ヶ月とかありますよね。それを昔はほんと
んど知らせなかつた。医者も、本人が動搖するだ
ろうと、かえつて死期を早めるんじやないかと
家族もそうです。家族にすら知らせないのもあつ

の意見を聞いた上でも結構ですけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(満実君) 元々、世界各国、終身刑を採用している国はそれなりにあるわけでございますね。今、委員おつしやったように、そういう世界観からの終身刑の話は今初めてお聞きしましたけれども、刑事制度としての終身刑の在り方といふのはそれなりに既に実行に入っている刑の一つでございまますから、そういう意味では検討をしていかなければいけない。民主党も終身刑を一つの検討材料にしてきたことは事実でございます。

しかし、終身刑は、まだ本格的な検討に入つておりませんけれども、それなりのやはり問題点もある、その辺のところをどういうふうに理解をし

問題です。これ、私、法務委員会入って、もう何年か前、最初にも言つたんだけれども、やはり今の執行は、死刑囚が今百二十人ぐらいいるんですか、ちょっと分かりませんが、大体の数字は。それで、長い間、五年も六年も、もちろんあるいは十年以上の人いるでしょう、いてですね、突然、執行されるその日の朝、告知されるらしいんですね。それで、二、三時間後に執行されると。これが今までのやり方。

私はこれは大いに問題があると。死刑囚であれ、要するに家畜じやないんですから、牛や馬を屠殺場に連れていくて、はいってやるというんじゃないんですからね。要するに、国家が人間と認めて、

してはいけないからいきなりやるんだと、結果的にはこうのことなんですね。

しかし、やつぱりもう裁判で死刑を宣告され、それが確定して長い間牢獄にいるわけですから、それはいよいよ来たかということはあると思いますよ。でも、それはやつぱりそれなりの覚悟といふのも自然にできるものですよと私は思うんですね。やつぱり、あとはだからそこら辺の、僕はもう本当を言うと、その期間の中で本人に選択をさせて、いついつもうお願いしますというのは変で、すけれども、してもらう日を自ら選択して、一定期間の中でのぐらいがあつてもいいんじゃないかと私は思うんですね。それは別にしても、告知期間ということを是非検討していただきたいと思

たと聞いている、昔は今は、家族には知らせないけれど本人には知らせないとあります。でも、やつぱり流れとしては告知をするというふうにいつておると思いますよ、ほとんど。それで、やつぱりそれを受け止めて、自分の最後の生をどういうふうに送ろうかということで充実があるんですよ。

死刑囚だってやつぱりそれはそれであると思いまますよ、私は。いきなりがつというのと、やつぱり、いや来月十日だと、最後のあと二週間かといふ。これはやつぱり人間というのは皆死ぬわけですから、死なない人はいませんですから、いままだに。だから、これはもう、そういう覚悟を持った上であげる、多少動搖しようが、それはそういうことをするというのが、動搖しないのであれば動物

なんですよ、動搖するからこそ人間なんですよ。だからそれをむしろ尊厳と動搖ということを享受させてあげるというこの方が僕は思いやりだと思います。こういうやや哲学的なあれになりましたけれども、そういう観点から是非、かつてこういうことがあったからとか、そういうささいな例を盾に取るんじゃなくて、是非検討していただきたい。

それから、いよいよ時間になつてしまひましたので、最後の一点になりますけれども、いわゆる人権救済法案、人権擁護法案とか言われていますけれども、これも随分前から、前の政権のときからあつたのかも分かりませんけれども、民主党党政権も国会に提出すると。法務大臣所信の中でも何回も何度も書かれていますけれども、これについては、時間の関係で私は結論言いますけれども、必要ないというか、やや早急であるというか、もう少しきちつとしたものにした上で考え方をしてやるべきだと思っているんですねけれども、これの見通しなり大臣の、見通しというのは提案の見通しとか、あるいはこの法案そのものに対する大臣の見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(滝美君) 人権法に関しましては、既に自民党政権時代にも一度国会に法案が提出されたこともあります。それから、私が自民党的副大臣として法務副大臣やっている際にも、もう一遍人権法案を出直しをしようと、こういうことで案を作ったこともあります。

今、法務省としては、そういった今までの経緯を、少しでも欠陥を除去する、そんな努力をしてまいりまして、いろいろ考えた末、成案としては一応取りまとめる段階まで来ているわけでござります。これについてはいつ国会に出せるかと、こんなこともあります。そこで、今更に検討を続いているところでございます。

今の先生の御意見でござりますけれども、そういういろんな意見も参考した上で、また法務省としても改めて考えていくべきだと思っております。

○丸山和也君 強烈な反対論もいろいろあるんですけども、それはそれとして、やっぱり表現の自由、言論の自由、とりわけ政治家なんかも含めて、そういうことに対し非常に縛られて悪影響があるんじゃないかな。

その人権擁護法案という名の下に人権弾圧が行われるんじゃないかなという、まあ粗っぽく言うんでね。ですから、ここら辺に留意して、是非慎重にやつていただきたいと、こういうことを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(西田実仁君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(西田実仁君) ただいまから法務委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

○委員長(西田実仁君) ただいまから法務委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○國務大臣(滝美君) 基本的には、検察権は法務省に機構的には所属するわけでございますけれども、やはり司法の大重要な一翼を担う機能を持つてゐる。したがつて、司法の分野としても位置付けをされている以上、これについては司法の独立性という意味からも、検察行政については余り行政的、政治的な立場から個々の具体的な事件について介入するということは、あるいは関与するといふことは、これは避けるべきだ。

そういう意味では法文上は規定されていますけれども、よほどのことがない限り、これは抑制的に受け止めいかなければいけない、そういう意味で申し上げました。

○魚住裕一郎君 そうですよね。

しかも、個別案件は、やっぱり三権分立の中で政治的にかかわるというよりも、よく使われますけれども、法と証拠に基づいて判断をしていろいろな紛争を裁いていく、あるいは国家の刑罰権の効果を發揮するというのが司法であつて、それを公の公益を代表する検察官が判断の上、訴追をすれば、また大臣所信からとていう本当に、私も西田委員長が就任されて、この法務委員会に戻つてきたのですが、三人目の大臣となるわけですが、ございまして、その前の方は余り、まあ江田先生は著名ですか、よく覚えておりませんけれども。ただ、三人目とはいえ眞面目な滝先生が大臣になられたこと、喜びたいというふうに思つてゐるところでござります。

そこで、午前中の質問もございました。前大臣と余り事務引継がしつかりなされていなかつたのかなというような、個別案件についてかなり突つ込んで質疑応答がなされたというふうに認識をす

るわけでございましたし、また、指揮権発動の内容も、話も出たところでございます。

先般の予算委員会でも若干取り上げさせていたいたわけでございますが、先ほど大臣は、この指揮権発動、抑制的に考えなきやいけないと、こういうふうにお述べになつたわけでござりますが、私の認識では検察審査会の制度はさつと前からあるわけであつて、裁判員制度とはちよと絡んでいないわけでございますが、その辺りの御認識はいかがなんでしょうか。

○國務大臣(滝美君) 司法制度改革の目的とするところの一つには、プロの法律の専門家と一般の国民との間に意識のずれが出ているんじゃないだけうか。その意識のずれというものをやはり修正していく、それが司法制度改革の一つの目標であつたと思ひます。その一つが裁判員制度であつたというわけでございまして、しながら、裁判員制度の導入についてはいろいろな角度から議論がされたわけでございますけれども、同じ時期に国会に提出され採決されたこの強制起訴の問題については、同じように意識のずれというものを修正するという意味で本来あつたはずでございますけれども、いろいろな議事録を見ても、議論はされておりますけれども、それほど裁判員制度は見直しの規定はありませんけれども、裁判員制度に比べると細かい議論はされていないようになります。

したがつて、同じ意識のずれを修正する制度として同じ時期に導入されたものですから、法律には見直しの規定はありませんけれども、裁判員制度について見直しする際にこの強制起訴に関連します。

して同じ時期に導入されたものですから、法律には見直しの規定はありませんけれども、裁判員制度について見直しする際にこの強制起訴に関連する部分も併せてやつたらどうだろうかといふのが、記者会見において私が発言した趣旨でございます。

○魚住裕一郎君 だけれども、司法制度改革審議会のこの意見書、検察審査会について言及していなかったと思いますし、特にこれについて議論を深めて、いわゆる内閣の司法制度改革推進本部の中でも特に議論はしていないんですよ。たまたま起訴便宜主義の中で、やはりこれきちっと起訴

すべきだという、民意を反映するという、そういう制度をつくるべきじゃないのということとで全く別の系列から出てきたことなんですね。たまたま時期が似通ったような形になつておるわけでござりますが、必ずしも裁判員制度の見直しとリンクさせて考える必要はないんではないのかなと私は思つてゐるところでございます。

これは、刑事訴訟法の大原則でずっと来たわけでございますが、強制起訴を見直すべきだという大臣のお考へかもしませんが、そもそも刑事訴訟法は起訴便宜主義ですよね、今申し上げたような、検察官がいろんな犯人の状況であるとか被害感情とか、最近は外交面まで配慮して起訴するかしないかみたいな、お決めになるようでござりますけれども、それを本当に根本からもう一度考へ直すというところまでお考へなんでしょうか。要するに、送検されたものは全部起訴するといふふうにやつていけば、こんな検察審査会なんぞ要らないわけですね。当然ながら無罪率も上がる。当然ながら推定無罪というその言葉がそのまま通用するような形になるわけでござりますけれども、そこの辺りまで根幹に遡つてお考へなんかどうか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○國務大臣(滝実君) 裁判員制度については、言

わば実績という件数もかなり上つております。

そういう中で、既に平成二十一年から見直しの議論を開始しているわけでござりますけれども、こ

の強制起訴の方については件数も少ない、そういう意味ではまだまだ実際の議論をするには早いかも知れませんけれども、いざれこの事案というか

実績をというか、現実の実態を少し調査をし、事情を収集しながら手を付けてもいいんじゃないだけ

うかな、こんなような気持ちもございました。

○魚住裕一郎君 起訴便宜主義についてははどうお

考えですか。起訴便宜主義、検察官がこう判断するという考え方ですね。もちろん被害が軽微だ、起訴するまでも当たらぬというような形でやつてきたわけでござりますが。

しかし、無罪だとおっしゃつてることも含め

て全部起訴して裁判所で黒白はつきりさせるといふ考え方もあるわけですよ。ここら辺りはどうですか。

○國務大臣(滝実君) 元々、強制起訴の問題は起訴便宜主義とは相入れない部分があるわけですね。起訴便宜主義というのはやっぱり検察官から見てこれは起訴を猶予すべきだという問題が制度的にあるわけでござりますけれども、この強制起訴の問題はそういうような次元の問題じゃないものですから、猶予すべきだという判断というのは強制起訴の場合には出てくる。そういう意味では少し次元が違うというふうな理解をしているんで

すけれども、実際問題として次元の違う問題ですけれども、強制起訴の対象にはなつてくる。この受け取つて、ういうところがこの制度の非常に複雑で、ある意味では奥深いところかもしれません。そんな感じを受けています。

○魚住裕一郎君 根幹にかかることでございますので、いま一度よく御検討をいただきたいと思ひます。

しかし、その後の状況を見ると、やっぱり難

い事件、重大問題を扱うだけに難しい事件がそ

の二十一日でちょうど裁判員が導入されて三年にな

るわけですが、法務省もこの問題につ

きまして検討会を設置して検討を重ねているとい

うふうに思つておりますが、何点かお聞きをした

いと思つております。

先日、最高裁の裁判員に対するアンケート結果

が発表をされました。審理の内容が理解しやす

かつたという声が六割と、これはめでたいことな

のでございますが、ただ毎年だんだん減つてくる

と、逆に分かりづらかつたというのが増えてくる

という形になるわけですが、その中でも

裁判官の説明が分かりやすい、その次は検察官、

そして弁護士がその次になるという、弁護士が一

番分かりづらいということでござりますが、この

検察官の説明に関して、この分かりやすさ、法務

省としてどういうような取組をしているのか。また、弁護士さんには頑張つてもらわなきゃいけませんけれども、三会といいますか、裁判所、検察庁、また弁護士会、地裁レベルでもいろいろな連絡会とかあろうかと思つておりますが、そんな連絡会を通じてこの弁護士会へどういうような努力をしてもらいたいということを働きかけるか、法務省、また最高裁としての御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(滝実君) 現在の裁判員制度に踏み切るまでには相当何度も回数を重ねた言わば模擬裁判をやつてきたと思います。そういう中で、できるだけ分かりやすい裁判を目指すんだということをやつてきたと思います。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 委員御指摘のとおり、裁判員等に関するアンケートによりま

して、審理内容の理解のしやすさ、このデータが

年を追つて低下しているということは、私どもと

しても重く受け止めております。

平成二十一年は、事件数そのものが百四十件程

度でございまして、期間も七ヶ月程度で終わつて

いる事件でございまますので、しかも自白も多かつた

たということがございまして、そこはある程度特

異な事件の固まりだったような気がしますが、そ

の後二十二年、二十三年も若干低下していける点、これはやはり重く考えなきやいけないと思つております。

今大臣もお話しになりましたように、原因についてはいろいろ考えられるんだろうと思っており

きしたいと思いますけれども、前任の小川大臣は、

そこで、裁判所といたしましては、もちろんこ

れ先生も御承知のとおり、公判前整理手続とい

うのがありましたので、そこで事実認定や量刑のポ

イント、これを法曹三者の方できちんと把握する

ということになります大事でござりますが、その上で、

証拠調べにおきましても、刑事裁判に初めて参加する皆さんでございますので、実感を持つて証拠

するときは事件そのものに接していただきたいと考

えておりまして、検察官、弁護人の理解と御協力

もいただきながら、自白事件の場合においても重

要な事実については可能な限り証人から生の事実

をお聞きすると、それで裁判員に心証を取りやす

いような審理にするような工夫をしたらどうかと

りますが、今その方向で努めているところでござ

います。

○魚住裕一郎君 法曹二者は専門家でござりますので、言葉遣い一つにしても、自分は分かつても裁判員は分からぬといふことがあり得るわけ

ございまして、不斷の分かりやすさという点について検証をし、かつ働きかけをしていただきたい

というふうに思つております。

次に、裁判員裁判の対象事件につきましてお聞

ます。そこで、裁判所として今どこに力を入れて

いるかということでござりますが、施行以来見て

おりまして、現場の裁判官の御意見なども聞くこと、

やつぱりちょっと当事者の御主張も、冒頭陳述で

示されることが多いんですが、かなりそれが細かくなつていいだらうかと。それから、証拠調べ

でも供述調書の利用がございまして、事件によつてはそれが長い時間朗読されるようなこともあります。

ようく聞いております。こういつた書面をたくさん使うようになりますと、やはり初めて刑事裁判に参加される裁判員の方にとつては分かりにく

い、あるいは理解しにくくいというようなこともあ

るのかなと、一つの原因ではないかと考えて

いています。

そこで、裁判所といたしましては、もちろんこ

れ先生も御承知のとおり、公判前整理手続とい

うのがありましたので、そこで事実認定や量刑のポ

イント、これを法曹三者の方できちんと把握する

ということになります大事でござりますが、その上で、

証拠調べにおきましても、刑事裁判に初めて参加

する皆さんでございますので、実感を持つて証拠

するときは事件そのものに接していただきたいと考

えておりまして、検察官、弁護人の理解と御協力

もいただきながら、自白事件の場合においても重

要な事実については可能な限り証人から生の事実

をお聞きすると、それで裁判員に心証を取りやす

いような審理にするような工夫をしたらどうかと

りますが、今その方向で努めているところでござ

ります。

将来は高裁にも拡大したいというふうにおっしゃつておいででした。滝大臣も同じ認識かどうかということ。

また、対象事件について、例えば日弁連も、被告が望めば対象外でも裁判員裁判で審理すべきではないのか、まあ被告側に選択権を認めるというやり方ですね。また、場合によつては、裁判員の経験者の方によれば、薬害とか公害、そういう国民生活に直結するような案件も国民の感覚を取り入れるべきだという意見もあるというこ

とでござりますが、この対象事件拡大につきまして、大臣はどうのようにお考へでしようか。

○國務大臣(滝実君) 基本的にはこの見直しの検討会においていろんな議論をしていく課題だと思いますけれども、控訴審のようなことになつて、となり第一審とは違つた経験というか判断が求められる、こういうことでもございます。それから、書面主義の部分が相当多いものですから裁判員にそれこそ大きな負担が掛かってくるという問題もありますので、もう少し第一審の裁判は難しい問題があろうかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、検討会でもつてこの問題も結局排除せずに議論をしてもらう必要があるかと思つております。

○魚住裕一郎君 対象事件を拡大すべきだという意見の一方で、例えば性犯罪であるとかあるいは薬物、これをちょっと見直した方がいいんじやないかという意見もあるわけですね。

例えは、性犯罪被害者がなかなかプライバシーの侵害を恐れて被害届を出さないという、そういうことも指摘されているわけでござりますが、この辺の裁判員裁判の運用はどのように現在配慮されているのか。あるいは逆に、それを、被害者側で裁判員裁判か否かを選択するといふことも一理あるんではないかと、そういう意見についてどのように思つておいででしようか。

○國務大臣(滝実君) 例えば、今御指摘のよう

に、性犯罪なんかの場合には被害者側が拒否するというような気持ちというのはあると思うんですかといふこと。されば、そのことはあるのかどうかという議論は最初からあつた議論でございます。ですから、そういう意味では、いろいろな議論の中で、まあ感想くらいはいいんだろうとか、そういうような問題が付きまとつてありますから、検討会で

ね。プロには率直に話せるけれども、やっぱり普通の、一般、隣組のような感じで接觸する裁判員にはなかなか微妙なところまで知られるのは嫌だとか、そういうような問題が付きまとつてありますから、確かに対象範囲の見直しの中では、性犯罪であるとか、あるいは日ごろ余りよくなじんでいない薬物の問題ですね、こんなのは普通の人はなじんでいないわけですから、そういうことまで対象にしておくのはどうだろうかという議論があることは事実だらうと思います。そ

ういうことも含めて検討会で議論をしてもらうと、普通の人はなじんでいないわけですから、そういうことも大事なことだらうと思っています。○魚住裕一郎君 今大臣のお話をございましたけれども、先ほど最高裁の方からもありました、裁判員の実感という言い方、表現があつたかと思いますけれども、もちろん犯罪はそんなに身近にあるわけではありませんが、例えば薬物犯罪、まあ身近にあるかどうかは分からぬけれども、使用は比較的多いと思うんですが、例えば薬物の密輸事件などはほとんどお目にかかるないけど、それは市民である裁判員とプロである裁判官と判断が異なるというような指摘もなされていてるわけでございます。

新聞記事によれば、最高検ではこの覚醒剤密輸事件、捜査の方法あるいは立証方法を見直すための検討会を立ち上げたということをございますけれども、いつまでにどういったことを検討するのか、お示しをいただきたいと思います。

○國務大臣(滝実君) おつしやるところ、薬物の中でも密輸事件なんというのは、それこそ一般的の国民からするとその実態なんというのは見たこと

ケースもある、目に付くわけでございます、その僅かな事件の中です。そういうことを考へると、やはりそういう密輸事件、薬物の特に密輸に絡んだ問題については外した方がいいだらうかとか、そういうような議論とか、そういうような問題が付きまとつてありますから、検討会でも当然それは俎上に上つてくる問題だらうと思つています。

○魚住裕一郎君 ジヤ、対象事件から外すという方向性なんですか。つまり、捜査あるいは立証方法をどういうふうに工夫するかということじゃないですか。

○國務大臣(滝実君) 立証方法についても、それはどういうふうに立証するかと、ということ自体が難しい事件だらうと思いますけれども、余り国民になじみのないものは、裁判員の言わば国民的な意識、要するにプロと一般国民との意識の乖離といふことを言つても、その一般国民そのものが元々感覚のない事件というのはいかがだらうかといふ、そういう判断もあり得ると思いますので、そういう意味で検討対象かなと思つておるわけです。

○魚住裕一郎君 次に、裁判員の守秘義務についてちょっと御意見をいただきたいと思います。裁判員の守秘義務、本当に法律を作るときから、マスクの人のたちを含めて守秘義務というのは大きな議論がありました。やはり範囲が不明確であるという指摘もありますし、例えば評議の感想を述べることはできるけど具体的な説明は守秘義務違反になると、こういう言い方をされているわけ

でござりますが、だけれども、それを一生涯続くというふうになるとちょっと重いのではないかなどという気もします。

だから、日弁連の意見書でいえば、少し緩和したこともない、こういうことでございまして、これが、これは裁判員の負担に関して、死刑を下すというのではなくて、裁判員裁判でその全体像を理解することも聞いたこともない、こういうこと

でござりますが、だけれども、それを一生涯続く

るときから、守秘義務は本当にきちんと守れるか、あるいはそれに対してもペナルティーを科すのがいかどうかという議論は最初からあつた議論でございます。ですから、そういう意味では、いろんな議論の中で、まあ感想くらいはいいんだろうとか、一部そういう、途中から緩和した、条件緩和といいますか、そういうような空気になつてきましたが、今までの経緯としてあるわけでございま

す。したがつて、今委員の御指摘のように、一生涯守秘義務は重いとか、そんなことがでけるはずがないとか、そういういろんな問題もありますから、やはり今までの実績を踏まえて検討をしていかなければいけないと思うのでござりますけれども、この二十一年に始まつて以来、守秘義務違反で大きなトラブルというか問題が出てきたというようになります。○魚住裕一郎君 これは裁判員制度導入するに当たつて、ある意味では民主主義の実験場といいまして、それでも、まだ許せる部分が残つてゐるという意見は、それは検討に値するんだろうと思います。

○魚住裕一郎君 これは裁判員制度導入するに当たつて、ある意味では民主主義の実験場といいまして、そういうような観点もあつたわけであつて、大事な意思決定を市民が参加をして行うという貴重な機会であるわけですね。だから、そういう人たちがそれを踏まえていろいろな意見が発表できるというか、そういう方向性をやつぱり考へていいべきではないのかなというふうに思う次第でございます。

統いて、先ほどもお話をございましたが、死刑で死ね、これは裁判員の負担に関して、死刑を下すというのではなくて、裁判員は決めなきやいけないという大変な重さの中で御判断をしてるわけでござりますね、これは。だから、この心のケアということもなかなか決められない政治と言われていますけれども、裁判員は決めなきやいけないという大変な重さの中で御判断をしてるわけでござりますね、これは。だから、この心のケアということもいろいろな意見がありますけれども、例えば、裁判官、裁判員の全員一致によるという、そうすべ

きだという意見もあるわけでござります。また、

再審であるとか、あるいは冤罪になる可能性がないとは言えないとも考へると、一般国民に死刑の是非を判断させるというのはやっぱり酷なんじやないかな、という御用意ありがとうございます。

いかなどといふ側面をもつてゐる。先ほどもお詫びございましたけれども、そもそもこの死刑制度存廢あるいは執行方法に関して法務大臣はどのようにお考えなのか、いま一度大臣の死刑制度に関する基本的な姿勢をお伺いをしておきます。

(国務大臣(満州君)) 裁判員制度が始まるまで
は、恐らく裁判員は死刑の判決にはよう踏み切ら
ないんじやないだろうか、こんなことも言われま
した。死刑を避けて通るというか、そういうよう
なことも言っていたのでござりますけれども、
スタートしてみたら、やはり裁判員は裁判員なり
に、今御指摘のように死刑判決ということについ
ても恐れずに避けずに決定をしていただいている
ということは、当初の想定よりはやっぱり違つて
いると、こういうような事柄でございます。
だからといって、今お尋ねの死刑制度を、裁判

員が死刑制度を支持しているから死刑制度はそのまま存続していくといふとか、そういうことには必ずしもつながらないと私は思いますけれども、少なくとも裁判員制度を通じて、死刑判決についても国

民は決して遅けてはいない。こういうことも踏まえながら、今後の死刑制度そのものについても裁判員の結論には安住せずに、それはそれとして死刑制度そのものがどうだろかということは今後とも検討していくべき課題だらうというふうに思っています。

○魚住裕一郎君 先ほどの丸山先生の質問の中でございましたが、終身刑ですね、これはインデッカス二〇〇九の中にも法務行政の中でありましたね。で、政権交代になつた。

これ、法務省の中でもきちつと、もう三年たとうとするわけですから、結論がそろそろ出ていいんではないのかな?といふうに思うんですよ、政策集ですかからね。最低年金とはちよつと違うわけですがございまして、しつかり議論してもらわなきゃ

いけないなというふうに思いますが、死刑制度の存廃の問題と並行してもいいと思っておりますけれども、この見通しというか、終身刑の検討状況について、ますか、どんなふうになつて、ますか。

○國務大臣(満実君) 将来というか、政務三役の中で議論してきたことは存廃そのものにずっと掛かり切りになつてきましたわでござります。

したがつて、終身刑のところまで踏み込んだ議論というか、そういう領域にまで検討の幅を広げ

てきたわけではありませんのでやはり今仰せのとおり、終身刑についても、これは民主党として一つの旗を掲げているわけでござりますから、そういうこともあり、そしてこの委員会においても終身刑についてもと議論すべきだと、こういうような御意見でもございますので、やはり終身刑についてもと本格的に取り組んでいく時期には来ているんだろうという感じはいたします。

○魚住裕一郎君　だけれども、もう三年たつんですからね、この旗が偽物だったみたいなことを言わないのでいただきたいなというふうに、しつかり

やつていただきたいと私は思つております。

た審理あるいは公判庭におけるスムーズな質問の在り方、そういう工夫がなされていると思いますけれども、それでも長期化する。逆に、争点絞り過ぎて裁判員が分からぬという、そんなこともあります言われているところでございまして、何か裁判員ネットで裁判員ネットというのがあるんです

か、そういう団体からは訴訟進行に関しても裁判員の意見を反映させる必要があるというような提案がなされているわけでござりますが、こういつた提言に対し大臣はどういうにお考えでしようか。

○國務大臣(瀧実君) 裁判員制度の発足のときからできるだけ裁判員に負担の掛からないよう、その第一が長期化することを避けようと、こういろいろなことをございました。現実には百日を超えるよ

な裁判も現実に経験しているわけですが、それでも、そういう観点からいえば、争点を単純化するということも関連すると思いますけれども、できるだけ明確化を図るようなことをやっておきたいと思います。

かということは、これ今最大の課題だらうと思ひます。恐らく、最高裁当局もそのことについては相當に研究をされていると思いますから、そういう研究も併せて必要な今段階だらうというふうに思つております。

○魚住格一郎君　たんだん時間がなくてできまつたけれども。
次に、この後、裁判所法の改正案が趣旨説明されますけれども、その前に、法曹養成に関連してお伺いをしたいと思いますが、総務省で意見書が出ましたけれども、先般。要は、その総務省の意見書というのは、司法試験合格者三千人目標でまだ未達成ですねと。近い将来、目標達成といふのは困難ではないかと。それで、一方で、弁護士に対する需要というのを見在化していない。司法制度改革の議論のときはどんどん需要が多いんだよね。

うという大前提でやついたわけですが、いきますけれども、そういう意見が出ております。

政府の立場についてちょっとと確認しておきたいんですが、鳩山さんが大臣のとき、まずは三三千タクシードライバーや、の後、少し、の後、い

まで自指すんだとその後それから考えるといふ話でございますが、その後、特に法務大臣としてこの合格者数について特段明確な方針が示さなかつた記憶ないわけでございますが、滝大臣のこの合格者数についての基本的な立場について御確認をさせてください。

○國務大臣(満実君) 基本的には、三千人の日暮原の裁判官を設定したときは、御案内のとおり、弁護士、裁判官、あるいは検察官といういわゆる法曹三者だけでなく、社会の隅々まで法律専門家がいることが大切だという発想方法で出発いたしたわけでございますけれども、殘念ながら社会の隅々まで社会が進出するような環境にないと、こういうことから、三千人という当初の構想がそのまま今まで上がっていないということの基盤を今までできていませんから、三千人という当初の構想が進出するような環境にないと、こういうことの基盤を今までできていないということになります。

でもありますから、そういう中では三千人がなかなか手の届かないところにあるということは、これは意識していかなければいけない問題だらうし思ひます。

したがって、三千人にこだわっていてはなかなかこの法曹養成制度そのものが否認されることになりますので、そのところは実態により合わせた運用というか、問題も必要だらうというようすを感じ持つております。

○魚住裕一朗君　先般　日本弁護士連合会が会員選挙で、私も三回ほど投票しましたけれども、うやく、ギリシャ並みの選挙をやっているなとう感じであつたわけござりますけれども、だいぶれども、候補者はやっぱり合格者数千五百人ぐらいいだと。新執行部もそうなんですね。そういう具体的な数字が出されております。

大臣として、いま一度この点についてどのようにお考えになつておられるのか。やはり私は、司法制度改革の当初の理念というのはやっぱりこれはきっと踏まえておかなければいけないと思うんで

ね。方向性は正しいと思うんですよ。だけれども、先ほどの総務省の指摘があつたこともまた現実の姿であるわけでございまして、その辺を踏まえ議論を展開をしていかなきやいけないなと思つておつまつ。

そんな中、よく法曹の中で聞かれる話は、司法試験合格してくる方ですからみんな優秀だと思いませんけれども、検察官にしても裁判官にしても優秀じゃない人は採用しないという形にな

て、残るは弁護士になるわけであつて、弁護士の質の低下みたいな形言われるわけでございまが、この点について大臣はどういう認識を持つおいでになるのか、また、どういうような形での懸念といいますか、査証をしていくのか、大臣の決意を併せて伺つて、質問を終わりたいと思します。

○国務大臣(満実君) 最近の法曹は質が落ちつと、こういうような言葉も新聞なんかでは躍つ

おります。しかし、現実にはそんなことはあります。しかし、現実にはそんなことはあります。やはり後生恐るべし、若い人たちが若い人たちの我々が想定できないような能力が發揮できると、こういうものが法曹の現場じゃないかというふうには思ひます。

○魚住裕一郎君 終わりります。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。今日は二点について質問させていただきます。

一つ目が、被害者参加人制度に関するものです。現在、被害者参加人が実際に刑事訴訟に、刑事手続に、裁判に参加した際、旅費等の支給がなされていないという現状があります。やはり被害者参加の方も仕事を休んで裁判に参加するわけですから、そういう意味で、いろんな意味で負担が当然ある。この負担という意味でいえば、自ら望んでというわけじゃないという意味でいえば裁判員と似通った側面もあるかと思うんですけども、その旅費等の支給について、まず大臣、どのようにお考えになるのか、お聞きしたいと思いま

す。

○国務大臣(滝実君) 元々、被害者基本法からスタートした問題でございますけれども、法務省としては一年以内に結論を出すると、こういうようなことは結論を出さなければいけない時期かなと、こういうふうに思つております。

ただ、その出し方についてやっぱりいろんな意見がありますので、そろそろこの問題と、こういうふうに思つております。解をいたしております。

○桜内文城君 実際、平成二十三年三月に出ております第二次犯罪被害者等基本計画、法務省の方でお出しになつてゐるわけですけれども、そろそろ来年度からそういう支給の制度をつくるという意味でいえば、これから役所での予算編成の時期にも入つていきますし、結論を得ていただきたいと思います。

その出し方ですね、旅費等の支給の方法につい

て現在いろいろ検討がなされていると聞こんですけれども、その出し方として、訴訟費用の一類型として位置付けるのか、あるいは、そうではなくて、被害者参加制度の利用に資するための配慮の一環と位置付けるのか、ここが大きな論点になっています。

私自身は、是非、訴訟費用の一類型として位置

付けていただいた上で制度設計を考えただければなというふうに考えておるものですけれども、この辺について、大臣、今のところどのように、もちろん刑事局長でも結構ですが、お答えください。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、旅費と申しても、極めて少額からそこそそこまとめた金額まであり得ると思うんですね。したがつて、一つ一つの旅費の支給そのものは大変細かい事務を要するところ、こういうことでございますから、そのところが、せっかく被害者に旅費を出すにしても、そ

の辺のところの便宜がどうやって図れるかということがから検討をしていくというのが基本姿勢だと思いますけれども、その辺のところの感覚がまだつかめないものですから、どうしたものだろうかというのが今の現状だらうと思っています。

○政府参考人(稻田伸夫君) 大臣のお答えに若干の御指摘がございましたが、支給主体として裁判所が支給するという考え方と法テラスが支給するという考え方との二つで取りあえず検討をするといいますと、裁判所が支給主体の場合は、やはり旅費の支給そのものは大変細かい事務を要するところ、こういうことでございますから、そのところが、せっかく被害者に旅費を出すにしても、そ

の辺のところの便宜がどうやって図れるかということがから検討をしていくというのが基本姿勢だと思いますけれども、その辺のところの感覚がまだつかめないものですから、どうしたものだろうかというのが今の現状だらうと思っています。

○政府参考人(稻田伸夫君) その点もいろいろ考へ方はあるうかと思うんですけども、国選弁護人は、裁判所がその被告人のために選任をするというようなどころがござりますので、やや性格を異にするのかなと思いますが、いずれにいたしましても、今後の検討課題というふうに考えております。

○政府参考人(稻田伸夫君) その点もいろいろ考へ方はあるうかと思うんですけども、国選弁護人は、裁判所がその被告人のために選任をするというようなどころがござりますので、やや性格を異にするのかなと思いますが、いずれにいたしましても、今後の検討課題といふうに考えております。

○桜内文城君 今の答えは全然答えになつていないと思うんですが、そういう意味でも、やはり訴訟費用の一類型として位置付けないといふうな御意見もおありだとお聞きしますけれども、余り理屈が立たないんじやないかなと私は考えます。

この点、訴訟費用の一類型と位置付ける考え方につきましては、訴訟費用が刑事訴訟遂行に要する費用でございまして義務履行に対する補償に要した費用をその内容としているという点からすると、被害者参加人の公判期日への出席は裁判所の許可によるものではございますが、義務ではなく被害者参加人の自由な意思に委ねられていることから、現行法上の訴訟費用とされているものとどうふうに整合性を取るかという点も検討する

必要があると思います。

また先ほど大臣のお話にございましたように、この被害者参加人の旅費を原則として被告人の負担することの是非、あるいはその手続等についてもいろいろ考えなければいけないだらうというふうに考えています。

○桜内文城君 今、既存の訴訟費用は刑事訴訟遂行に要する費用として義務履行に対する補償とそれに対して、この参加人に対する旅費の支給と

いうのは、参加するかどうかはその者の意思に、自由な意思によるのでというお答えあつたんですが、その並びで言いますと、国選弁護人の費用についても訴訟費用とされているわけですから、それでも訴訟費用とされたるわけですから、その点についてどういった検討をなされているのか、お尋ねします。

○政府参考人(稻田伸夫君) お答え申し上げま

す。

ただいま御指摘がございました支給主体についての考え方でございますが、支給主体として裁判所が支給するという考え方と法テラスが支給するという考え方の二つで取りあえず検討をするといいますと、裁判所が支給主体の場合は、やはり訴訟費用の一類型という考え方になじみやすいのではないかというふうに思います。ただ、その場合、先ほども訴訟費用として現行法上挙げられてたしますと、裁判所が支給主体の場合は、やはり訴訟費用の一類型という考え方になじみやすいのではないかというふうに思います。たゞ、その場

合、先ほども訴訟費用として現行法上挙げられてたしますと、裁判所が支給主体の場合は、やはり訴訟費用の一類型という考え方になじみやすいのではないかというふうに整合性を取っていくかという問題があろうかと思います。他方で、被害者への配慮の一環というふうに考えた場合には、これは一種の行政事務ではないかと思われますので、司法機関である裁判所がこれを実施することが相当かという議論はあろうかと思います。

他方で、法テラスを支給の主体とする場合には、被害者への配慮の一環といふうに考えております。ただし、今御指摘のように、支給手続のために被害者が立たないんじやないかなと私は考えます。

そしてまた、その場合、今の類型の話、訴訟費用の一類型として位置付けるのか、あるいは配慮の一環と考へるかによつて、どこが出すのかも変わってくるとお聞きしております。裁判所が支給するのか、具体的には法テラスが支給するのかと。また、別にこれもお金の話ですので、スピード一発で、常にお金がきちんと支給されるんであれば、あ

○桜内文城君 被害者参加人の負担ということを

いとは思うんですが、聞くところでは、法テラスの場合、やはり手続が、裁判手続のほかにやるわけですから二重になるですか、法テラスに出向くですか、また別途旅費が発生するとか、そんなにしても、被害者参加人にできるだけ負担を掛けない方法を何とかうまくつくり上げていきたいなというふうに考えておるところでござります。

考えれば、おのずと答えは明らかだと思います。

そもそも、こういったところが、法テラスにやさ

を裁判官が行つていくと、そのために裁判官の独立というものが定められているかと思うんですけども。

○最高裁判所長官代理人(豊澤佳弘君) お答えを申し上げます。

ただ、実際、じや、DVがあつたのか否かとい
うところで、私が聞いた、その報道もされており
ますけれども、事例によれば、別途刑事事件とし

な意思によるのであるから訴訟費用にはなじまないとか、そういうた議論が出ること自体、私は被害者参加人制度の趣旨にもとると考える次第ですが。この辺は私の意見として申し上げておきますが、できるだけ早急に制度の方向性をより良い方向にまとめていただきて、来年度からはしっかりと予算も付けて対応できるような体制を取つて、ただきたいと思います。

どういつた姿勢で臨まれるか、姿勢をお尋ねいたします。

○國務大臣(滝実君) 今委員が総合的に勘案して被害者の負担が軽くなるようにと、こういうこと

でこの制度の仕組みをつくり上げなければいけない、仰せのとおりだと思います。

○桜内文城君 次の質問に移ります。

家庭裁判所の裁判官においてどれほどの裁量権の

幅というか、裁判官の独立といふものが与えらるべきなのか、あるいはそうでないのか、一定の

制約がなされなくちゃいけないのかという話であります。

少し抽象的になりますので一定の事例引く必要があるうかと思うんですけども、裁判官の独立

これはもう本当に憲法上の大原則でもありますて、御承知のとおり、憲法七十六条三項に「すべ

て裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行使し、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

いうふうにあります。これはもうもちろん、この趣旨といいますか、司法権の執行に際して、さ

さに最後の正義の番人といいますか、よりどころとして裁判所が設置されている、そのこと。そ

からまた、判断が妙な政治的な法に基くかな。
配慮とかそういうものがなされないようになると、

わけですけれども、質問としては、要は家庭裁判所の裁判官の独立がどの程度の範囲なのか。他の裁判官と同じ程度にまで全く制限されないものなのか、あるいは、事の性質に応じて一定程度制約される程度のもののか、などといいますか、通常の行政機関であれば当然上級行政の指示・指導に基づいて行政を行っていくわけですがれども、特にこういった後見的な、後見的というるのは後ろで見るという方ですけれども、家庭に対する介入を行っていく家庭裁判所の裁判官の独立の範囲についてどのようにお考えなのか、確認させてください。

んですけれども、要は家庭裁判所の審判がどうにもやや不当ではないかというふうに言われるケースが相当報道されていります。 どういうことかというと、例えば、別に個別の事案についてここで言及するつもりはないんですけれども、例えばドメスティック・バイオレンスを理由として離婚訴訟が、まあ訴訟といいますか、家事審判の申立てがなされ、その中に事実認定として実際DVがありましたと、ですから母親の方に監護権をというような審判がなされた例もあると聞くんですけど。

方等について判断しますよ」という民法の改正も行われているんですけれども、それを全く無視するかのようないや、自分は裁判官なんだからそんなの全然関係ないよと、国会でどんな議論があつたのか知らないよというふうに公言する家庭裁判所の裁判官もいたやにお聞きしております。そういう意味で、これも憲法上の学説上の話なので水掛け論になるかもしませんけれども、司法権の範囲というのを厳格に考えていくとすれば、こういった非訟事件というのが憲法八十二条の適用がないかのように、やはり家庭裁判所の裁

判官の裁量権の範囲というのもおのずと制約される部分があるのでないか。

特に、法改正が行わされた場合に、最高裁判所なりがしつかり指導をして、こうこうこういう法改正があつたのであるから、今後、家事事件についてはこれまでの、継続性の原則というふうに通常言われるらしいんですけれども、ます子供を自分の手元に連れてきた親の方が監護権を得られる場合が多いと、実際、裁判例としては、まあ裁判、審判例としては。こういつた原則は、今後は、子の利益からすればそうじやないんですよ。

そうやつてDVのうその申立てを、仮にですよ、したような親がもしろ得をするようなそういう審判がなされると、まさに裁判所に対する、司法に対する信頼が損なわれるのでないか。それを防ぐためにも、上級庁、例えば最高裁判所の事務局

なりがしつかりと研修を行う、あるいは国会でのどういった議論でこういうふうな法改正がなされたということを伝えていく、こういつたことも必要だと思うんですけれども、もちろん個々の裁判

内容について介入していくと、いうのはあつてはならないと思いますけれども一般的な意味で、しっかりと法改正の趣旨ですか、これまでの裁判準則、

例えば継続性の原則というのは今後は当たり前と思わないでくださいというような指導は必要だと思つんすけれども、それも今までのところ、裁判官の独立という名の下に何も、まあ何もとは言いませんけれども、ほとんど強く言えていない。

それで、一方で、不逞のやからといいますか、裁判官は独立しているんだから文句言つなんというふうに言つてはいる裁判官もいるやに聞くんですけれども、これこそ本当に、裁判官の独立じゃなくて、裁判官の独善に陥つてはいるんじゃないかと思うわけですけれども、この点、どのようにお考えにならぬのか、お尋ねいたしました。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 委員の御指摘のような報道等がなされているということは承知いたしております。承知いたしておきます。法改正等が行われた場合、新たな定められた法

律の趣旨にのつとつた法の解釈、適用あるいは実務の運用というのがなさるべきことは委員の御指摘のとおりでございます。

先ほどの裁判官の職権行使の独立との関係もありまして、上級庁であるからといって、個々の裁判に関して何らか命令とか指示とかそういうこと

はできないのは委員の御指摘のとおりでございます。ただ、事務当局といたしましては、これまでも法改正等がありました場合には、その立法の経緯やその趣旨についても周知をするように努めてまいりました。

委員の御指摘の民法等の一部を改正する法律、この四月から施行になつておりますが、これに關しても、法律の内容のみならず、その趣旨につい

ても、国会における審議の会議録の抜粋を書簡に添付する形で周知を図つたり、また研究会等の機会を利用して立法の経緯や趣旨について説明するなど周知を図つてきているところでございます。

○桜内文城君 幾つか対処の仕方はあると思います。今おつしやつたように、きつちり一般的な意味で法改正なりについてしつかりと研修を施す、

あるいはその周知を図るということを是非最高裁判所の事務総局にもやついただきたいですし、

また、それとともに、ここから先はやや立法論な

うな付添人の活動の内容や、その意義について、ど

うのよにお考えでしようか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) お答えを申し上げます。

少年審判は、職権主義的審問構造の下に、裁判官が非行事實を認定し、家庭裁判所調査官が非行

の原因や少年の問題点等について行動科学の知見を生かして調査分析し、少年や保護者に対し

その結果明らかとなつた問題点に応じた働きかけや環境調整を行い、その上で、最終的に裁判官が

その少年にとって最もふさわしい処遇の選択を行

うと、こうすることを目的とした手続でございま

す。

そのような手続の中で、弁護士付添人は審判手続の協力者として、まず非行事實の認定に関しまして、少年の言い分を法律的に整理して裁判官に伝える活動を行つておりますし、また、家庭裁判所調査官の調査分析によつて明らかになつた少年や保護者の問題点に応じた働きかけや環境調整の

と私は思つています。

なぜかというと、一般的民事事件ですね。もちろん地方裁判所は一人で、裁判長一人でやるわけですけれども、こういつた家庭に入つていくと

いうと、やはり担当の裁判官個人の意向というか、家庭に対する思いとか、世間一般と懸け離れている場合があるので、今的一人制というのを家庭裁判所に関する合議制にするとか、いろんなやり方はあるうかと思います。

もちろん、今申し上げたのは手続面あるいは裁判所の構成をどうするかというところなので、これは立法論になりますので我々自身が考えなくちゃいけないんですけれども、そういう工夫も凝らしていく必要があるかなというふうに思つております。

特に家庭裁判所ですね。家事事件というのは、結構そういう意味で、非訟事件ということともあつてかやや軽視、通常の民事事件に比べて軽視されている節もなくはないんですけれども、でも、各個人、人間一人で考えてみますと、民事事

件というのは結局はお金で解決するものが多いと思うんです。でも、家事事件の場合は、まさに人生の大変大きなお金に代えられないものについて裁判官が判断していく。より重い判断がなされております。

○井上哲士君 適正な審判のためということになりましたが、ですから大半は弁護士付添人ということになつております。

○国務大臣(滝実君) 基本的に少年の保護手続として、家庭裁判所が少年に対して後見的な役割を果たすことが基本になつております。一方、少年法十一条では、少年及び保護者による付添人の選任を認めておりますが、この理由はどういうことで

しょうか。まず大臣、お願ひします。

今日は、全面的国選付添人制度の実現を求めて質問をいたします。

少年事件での少年審判は、刑事事件とは違いまして、家庭裁判所が少年に対して後見的な役割を

果たすことが基本になつております。一方、少年

法十一条では、少年及び保護者による付添人の選任を認めておりますが、この理由はどういうことで

あります。

○國務大臣(滝実君) 大変難しい問題を承ります

た。基本的には、先般、非訟事件法の改正である

とか、そんなことで議論をしたわけでございました。

けれども、今の問題はそのときの議論ではない

テーマであったかと思います。

いずれにいたしましても、御意見は承りましたので、その辺のところをよくよく意識した上で今後の課題とさせていただきたいと思います。

○桜内文城君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、全面的国選付添人制度の実現を求めて質問をいたします。

質問をいたします。

今日は、全面的国選付添人制度の実現を求めて質問をいたします。

質問をいたしました。

うち、反社会的組織からの離脱であるとか被害者の被害回復に向けた直接的な活動など、これらを家庭裁判所調査官と連携しつつ、その専門的知識や経験を生かして行つていただいているというものでございます。

このように、弁護士付添人は、少年審判におきまして裁判官や家庭裁判所調査官との役割分担の下、適正な手続の実現や少年の再非行の防止に向けまして、審判の協力者としての立場で活動を行つてゐるものというふうに考えております。

○井上哲士君 今、この少年法についての意見交換会が行われておりますが、最高裁からの説明の中では、少年が自ら謝罪や被害弁償を行い、又は保護者が謝罪や被害弁償を行う姿を見ることによって、被害の実情を改めて認識して反省を深めることがなるため、少年の更生、再非行防止にとっても大きな意義のある活動だというふうに言われております。ですから、少年にとつても、被害者にとつても、そして再非行防止という点で社会にとっても非常に意義のある活動が私は弁護士付添人だと思うんですね。

あるシンポジウムに家裁の調査官が来られて、こういう発言をされておりました。現代の家庭裁判所においては、調査官は裁判官を補佐するといふ役割にならざるを得ない。裁判官に対して対等の形でチェックを掛けたり、異議を唱えたりする役割は弁護士付添人に期待するしかない。その上で、調査官と付添人は、共に少年の立ち直りを考える上で異なる立場から調査し意見を述べることでより良い結論が導かれるのであり、役割分担が重要なんだ、こういうふうに言つておきました。

少年鑑別所に行つて専門官の方から意見を聞いたことがあるんですけども、弁護士付添人かかわることがないけれども、弁護士付添人

というのは逮捕からそして処遇まで一貫してかかわることができると。そういう方がいることが非常に自分たちもやり難いし、重要なことを言つておきました。

○井上哲士君 今、この少年法についての意見交換会が行われておりますが、最高裁からの説明の中では、少年が自ら謝罪や被害弁償を行い、又は保護者が謝罪や被害弁償を行う姿を見ることによって、被害の実情を改めて認識して反省を深めることがなるため、少年の更生、再非行防止にとっても大きな意義のある活動だというふうに言つておきました。ですから、少年にとつても、被害者にとつても、そして再非行防止という点で社会にとっても非常に意義のある活動が私は弁護士付添人だと思うんですね。

あるシンポジウムに家裁の調査官が来られて、

こういう発言をされておりました。現代の家庭裁判所においては、調査官は裁判官を補佐するとい

う役割にならざるを得ない。裁判官に対して対等

の形でチェックを掛けたり、異議を唱えたりする

役割は弁護士付添人に期待するしかない。その

上で、調査官と付添人は、共に少年の立ち直りを

考える上で異なる立場から調査し意見を述べるこ

とでより良い結論が導かれるのであり、役割分担

が重要なんだ、こういうふうに言つておきました。

他方、その翌年の平成二十年の改正で、被害者

等に少年審判の傍聴を許すか否かを決定するに当

たりまして、少年に弁護士である付添人がいない

場合、少年に必要な国選付添人を選任するとい

うことと、被害者の傍聴を許す場合には国選付添

人を付けるという制度が導入されたというふうに

累次拡大されておりました。

○井上哲士君 累次拡大をされてきたわけであり

第三部 法務委員会会議録第八号 平成二十四年六月十九日

【参議院】

ところが、少年は自ら資力が乏しいし、家庭環境とか家庭の事情から、保護者がこの弁護士付添人の費用を出すことができないという場合がほとんどであります。ですから、付添人の選任はごく僅かでしたけれども、この間、日弁連が援助制度をつくつたり、また国選付添制度が創設をされようか。

○政府参考人(稻田伸夫君) 私の方から御説明申し上げます。少年法は、平成十二年以降、三度にわたりまして大きな改正がございました。最初が十二年の改正でございまが、その改正前には国選付添人の制度は設けられておりませんでしたが、この改正においては、家庭裁判所が検察官が関与する決定をした事件、これは一定の重大な事件でございまして、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、あるいはそれ以外で死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に当たる場合に限られておりますが、これにつきましては、少年に弁護士である付添人がいない場合に、少年に必要な国選付添人を選任するという制度が導入されたわけでございます。

その後、平成十九年の法改正におきまして、観護措置がとられた一定の重大事件、これも先ほど

検察官関与で申し上げた罪とそれに相当する触法行為でございますが、このような重い罪について裁判所の裁量で国選付添人を付することができるという制度が導入されました。

他方、その翌年の平成二十年の改正で、被害者

等に少年審判の傍聴を許すか否かを決定するに當

たりまして、少年に弁護士である付添人がいない

場合、少年に必要な国選付添人を選任するとい

うことと、被害者の傍聴を許す場合には国選付添

人を付けるという制度が導入されました。

そこで、二〇〇九年に被疑者国選弁護制度の対象事件が必要的な弁護事件に拡大をいたしまし

た。ところが、国選付添人制度はそのままなわけ

ですね。ですから、被疑者段階では国選弁護制度

で弁護士の援助を受けられる少年の多くが、家裁

に送致をされますとこの弁護士付添人を選任をで

どで弁護士の援助を受けられる少年の多くが、家裁

に送致をされますとこの弁護士付添人を選任をで

ります。弁護士会の援助制度を活用しても、鑑別所の収容少年の約四割には弁護士付添人が選任

をされていますといふ事態なわけですね。成人の

場合は刑事事件の被告人はほぼ一〇〇%弁護士が

選任をされることになりますと、これは非常に大き

い矛盾だというふうに各方面からの指摘をされ

ております。

これが相まってこの弁護士付添人の

数は非常に増えております。特に二〇〇九年の被疑者国選弁護制度の拡大後に援助の数は急増して

おりま

す。

それから

鑑別所收容の少年に対するこの国選付添人の選任の比率はどのようになつてているでしょうか。

か。

それから、数が急増していること 자체が非常に

この制度が重要だということを示していると思いま

す。

その意義、重要性を考えるならば、少年

や保護者が資力がないことで選任できないとい

うことになつてゐるわけですね。

それから、数が急増していること 자체が非常に

この制度が重要だということを示していると思いま

す。

その意義、重要性を考えるならば、少年

や保護者が資力がないことで選任できないとい

こういう御議論でございますけれども、国の財政事情もなかなかそこが難しいところがあります。ただ、この問題は、財政事情が課題だからこれはしばらく弁護士会でやつてくださいといふわけにはまいりませんけれども、いろんな事情があつてここのこととは一歩踏み出せないというのが正直な現状でございます。

○井上哲士君 弁護士の方が月間四千二百円拠出してやつていらっしゃるんですね。先ほど弁護士人口の話なんかもありましたが、なかなか皆さん厳しい中やつていらっしゃるわけですよ。国の財政が厳しいからそこに依拠をするというのは、私はこの問題の重要性から考えるといかがかと思うんですね。

この被害者のことのお話もあつたんですが、現行の国選付添人制度の対象でない事件でも、家裁が弁護士付添人を必要と考へて弁護士会に対しこの援助制度を使って弁護士付添人を付けるというケースが増えてるというふうに聞いておるんです、こういうケースがあるのか、ある場合はどういう理由でそつなつてているんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) その点につきましては、正確な統計は把握しておりません。数値はありませんけれども、援助付添人制度によつて弁護士付添人が選任された事件の中には、家庭裁判所から選任依頼を行つた事件が一定数あるというふうに認識しております。

どういう場合であるかと申し上げますと、例えば、少年が非行事実を否認している事件であるとか、再非行防止のために反社会的な組織からの離脱が必要である事件などにおいて付添人が付いていないという場合には、先ほど述べたような観点から、弁護士付添人の活動に期待して依頼することがあるというふうに認識しております。

○井上哲士君 それ 자체がこの制度の重要性を示していると思いますが、裁判所が付添人が必要だということで依頼をしているケースですら日弁連の援助制度に依拠しているというのは、私はいかがかと思うんですね。これなどはすぐにでも国のがかと思うんですね。

責任で付添人を付けるようにするべきだと考えますが、これはいかがでしようか。

○國務大臣(満室君) この問題については、これまでやつぱりスピード感を持って対応しなきやならぬということは本委員会でも答弁を何度もかお聞き取りいただいたと思います。

したがつて、今委員のおつしやるように、家庭裁判所が弁護士会に依頼するというのもこれまた筋がや不透明な感じもしますので、その辺のところも含めて検討を急がなければいけない、こういふうには思います。

○井上哲士君 これはもう本当に、私は今おつしやつたように筋が通らないと思うんですね。まだ、それだけいいのかということではありますんで、少なくともこの家裁送致後に置き去りにならないように、国選弁護制度と同一の必要的弁護事件まで対象を拡大することが必要だと思うんですね。

さらに、それだけではやつぱり不十分だと思います。先ほど、裁判所が付添人を必要と認めて援助制度を活用するというケースについて、かなりの定部分が虞犯だというふうに聞いているんですけど、この虞犯の場合に家裁送致後に少年院送致とか児童自立支援施設送致等の施設送致処分になつてゐるケースというのはどれぐらいの割合があるんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 平成二十三年の虞犯保護事件の終局総人員、これは三百七十八という数字が出ておりますが、そのうち児童自立支援施設や少年院への送致と、そういう施設が取れなくなつて事実認定ができなくなるので検察官の関与も拡充すべきだというような意見もあるわけですが、しかし、元々検察官関与が認められる対象事件を重大事件に限定したのは、たとえ非行事実が争われたとしても、社会的に見て一定の重大事件にのみ検察官が関与するのが適当だといふふうに考えてからのはずなんですね。さらに、

○井上哲士君 日弁連の援助制度で弁護士付添人が選任されている一方で検察官の関与がないという事件におきまして、これまでのところ、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった批判があつたというふうには承知いたしておりません。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 件についても、その検察官が関与するものが適当だといふふうに考えたからのはずなんですね。さらに、

発言では、事件の重大性ではなくて、累犯の窃盗の子とか、粗暴行為が収まらない子供の再犯を防止するために付添人の援助が必要だというふうに強調をされております。ですから、国選弁護制度と同じところにまで拡大をしても、この虞犯という場合は落ちてくるですから、やはり事件の重大性にかかわらず付添人が必要になつてくるということだと思います。

○政府参考人(稻田伸夫君) 先ほどから大臣が申し上げておりますように、この少年法の付添人の関係につきましては、私どもでも弁護士会を始めとする各界の方から意見交換会で御意見をちょうだいしているところでございまして、その中で日弁連の出身の出席者の方からも今委員御指摘のような意見が示されたものというふうに認識しております。

この問題につきましては、虞犯事件というものにつきましてどのように審判の在り方を考えるのかというような問題もあるうかと思ひますけれども、いざれにいたしましても、今申し上げました意見交換会などを通じましていろいろ多角的な御意見をちょうだいした上で検討していくといふふうに考えております。

○井上哲士君 先ほど被害者のお話があつたのですが、一部には国選付添人が拡大したらバランスが取れなくなつて事実認定ができなくなるので検察官の関与も拡充すべきだというような意見もありますが、その国選付添人を付した場合には検察官関与の範囲を拡大すべきではないかという御意見は、先ほど申し上げました改正少年法等に関する意見交換会におきまして被害者団体の方などから御意見が出ていてるというふうに承知しているところでございまして、この点につきましてもいろいろと御意見のあろうところだと思ひますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 弁護士付添人が選任されている一方で検察官の関与がないという事件におきまして、これまでのところ、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった批判があつたというふうには承知いたしておりません。

○井上哲士君 日弁連の援助制度で弁護士付添人がもう年間七千件以上あるわけですが、こういう事件においても、同じようくそのバランスが崩れてしまうことがあります。つまり、検察官関与と弁護士付添人というのはそもそも一体のものではないはずなんですね。

先ほど紹介したシンポジウムでの家裁調査官の

りについての声は聞こえてきていないと、関係者からの声は聞こえてきていないと、関係者からざいます。

○井上哲士君 ですから、国選付添人を拡充するならば検察官闇事を拡充すべきであるということについて、私は、そもそも少年法の構造上も、現実に今起こっている審判の状況からいつても、およそ立法事実はないんだろうと思うんですね。た

だ、先ほど言いましたように、意見交換会で被害者の会の方から、少年によりたくさん弁護士が付くようになると被害者が忘れられる存在になつて不信感を持つ審判になる等々声が出ております。これは非常に私は十分に受け止める必要があると思うんですね。

同じ意見交換会でも、いわゆる被害者援助についてのこともありました。日弁連は、被害者法律援助制度についても、今、法テラスに依拠してやつているわけですけれども、これ自体もむしろ国の費用でやるよう拡充をするべきだということを言われております。今の制度でいいますと、どう

しても一回目については相談者の持ち出しになるということになつておしまして、私は被害者の皆さんのそういう意見を聞くとするならば、こういふ被害者の援助制度を必要なら拡充をしていくと、こういうことが大事だと思うんですけれども、この点、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 今、委員と最高裁の意見の交換あるいは法務省の刑事局長との意見の交換を拝聴いたしておりますと、やはりこれは意見交換会においてもう少し実態をきちんと整理した上で判断をすべき問題かなと、こういう感じがいたします。現実に、家庭裁判所が日弁連に依頼をしている実態、どういうような中身かというのは当事者はもちろんよく承知の上だと思いますけれども、将来的には、まだまだそのところはきちんと徹底をしていない感じがありますので、そんなことも踏まえながら検討をしてまいりたいと思います。

○井上哲士君 最初に最高裁からの御紹介あります

したように、弁護士付添人の活動というのは、少年自身にとつても、そして被害者にとつても、それから社会にとつても非常に有益な活動をしているわけでありまして、そういうことをよく関係者にも御理解を広げながら、国民的にも理解も広げながら、急いで是非この制度の実現をお願いしたいと思ひます。

以上、終わります。

○委員長(西田実仁君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(西田実仁君) 本日、桜内文城君が委員を辞任され、その補欠として御報告いたします。

○委員長(西田実仁君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(西田実仁君) 本日、桜内文城君が委員を辞任され、その補欠として上野ひろし君が選任されました。

○委員長(西田実仁君) 裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。滝法務大臣。

○国務大臣(滝実君) 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、司法修習生がその修習に専念するなどを確保するための修習資金を国が貸与することを法律について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるものであ

りまして、その内容は、最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予

することができるようになります。政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ですが、衆議院において、以上の内容を含む法律案の全部について修正が行われております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

○委員長(西田実仁君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議院における修正部分の説明の聴取は終わりまし

員辻恵君から説明を聴取いたします。辻恵君。

○衆議院議員(辻恵君) ただいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

司法修習生に対する経済的支援については、昨年十月末までの給費制の延長措置が終了し、昨年十一月より、修習資金を貸与する制度が適用されているところであります。本修正は、この制度について、政府原案と同様に裁判所法の一部を改正し、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じております。

他方で、法曹の養成を取り巻く現在の状況を見ますと、司法修習を終えた者の社会の様々な分野への進出が進んでないほか、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の状況が生じており、法曹の養成に関する制度全体について速やかに見直しを行うことが急務となつております。

本修正は、このような状況に鑑み、新たに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、当初予定された平成二十五年四月以降を待たず、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとしております。また、裁判所法の一部を改正し、修習資金を貸与する制度については、この検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行なう観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行なわれるべきものとしております。

以上が、衆議院における修正の趣旨及び概要であります。

○委員長(西田実仁君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりまし

た。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、公正な証拠開示の法制化に関する請願(第一四六一号)(第一四六二号)(第一四六三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一四六四号)

一、公正な証拠開示の法制化に関する請願(第一四八〇号)

一、民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めることに関する請願(第一四九二号)(第一四九三号)(第一四九四号)(第一四九五号)(第一四九六号)(第一四九七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理局署及び少年院施設の増員に関する請願(第一五四三号)

第一四六一號 平成二十四年六月一日受理
公正な証拠開示の法制化に関する請願
請願者 岡山市北区岡南町一ノ一三ノ二二
古賀達矢 外三万八千四百七十一
名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四六二號 平成二十四年六月一日受理
公正な証拠開示の法制化に関する請願
請願者 広島県福山市千田町一ノ二二ノ一
九 松浦千玲 外四万十四百七十

名
紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一四六三號 平成二十四年六月一日受理
公正な証拠開示の法制化に関する請願
請願者

第一四六四號 平成二十四年六月一日受理
公正な証拠開示の法制化に関する請願
請願者

請願者 宮崎県日向市財光寺五、二四四ノ一 河野由紀 外三万八千二百四十名 紹介議員 山内 德信君 この請願の趣旨は、第九五号と同じである。	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。
第一四六四号 平成二十四年六月一日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願	第一四六四号 平成二十四年六月五日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市あかね町二ノ六 塚本昌子 外二三百三十四名 紹介議員 林 久美子君 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。	請願者 滋賀県大津市あかね町二ノ六 塚本昌子 外二三百三十四名 紹介議員 林 久美子君 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一四八〇号 平成二十四年六月一日受理 公正な証拠開示の法制化に関する請願	第一四八〇号 平成二十四年六月一日受理 公正な証拠開示の法制化に関する請願
紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第九五号と同じである。	紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第九五号と同じである。
第一四九二号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九二号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町茂陰二ノ二ノ二四 田中裕之 外四万五千六百六十六名 紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第九五号と同じである。	請願者 広島県安芸郡府中町茂陰二ノ二ノ二四 田中裕之 外四万五千六百六十六名 紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第九五号と同じである。
第一四九三号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九三号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
紹介議員 井上 哲士君 夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚や通称使用などによる不利益・不公平を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるような法整備が必要である。法制審議会は一九九六年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申しており、女性十六歳・男性十八歳という婚姻最低年齢の差異	紹介議員 井上 哲士君 夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚や通称使用などによる不利益・不公平を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるような法整備が必要である。法制審議会は一九九六年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申しており、女性十六歳・男性十八歳という婚姻最低年齢の差異
第一四九四号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九四号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
紹介議員 仙台市太白区緑ヶ丘三ノ二六ノ九 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。	紹介議員 仙台市太白区緑ヶ丘三ノ二六ノ九 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。
第一四九五号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九五号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
紹介議員 千葉睦子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。	紹介議員 千葉睦子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。
第一四九六号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九六号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
紹介議員 田村 智子君 奥谷陽子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。	紹介議員 田村 智子君 奥谷陽子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。
第一四九七号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願	第一四九七号 平成二十四年六月五日受理 民法の差別的規定の廃止・民法改正を求めるに関する請願
紹介議員 山下 芳生君 関田京子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。	紹介議員 山下 芳生君 関田京子 外五百四十三名 この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。
第一五四三号 平成二十四年六月七日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願	第一五四三号 平成二十四年六月七日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
紹介議員 石井 一君 足立郁子 外千四百九十九名 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。	紹介議員 石井 一君 足立郁子 外千四百九十九名 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一五六二号 平成二十四年六月八日受理 警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願	第一五六二号 平成二十四年六月八日受理 警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願
紹介議員 市田 忠義君 請願者 兵庫県洲本市五色町鮎原神陽六〇〇ノ三四八 青木幸造 外四百九十九名 この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。	紹介議員 市田 忠義君 請願者 兵庫県洲本市五色町鮎原神陽六〇〇ノ三四八 青木幸造 外四百九十九名 この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

冤罪事件が相次ぎ明らかになつており、冤罪は決して過去のものではなく、今も起きている。多くの冤罪事件に共通していることは、(二)取調べ室という密室で「自白」を強要され、作成されたうその自白調書が有罪の証拠とされている(二)無罪の証拠など検察に不利な証拠が隠されて、法廷に出されない、ことである。一〇〇九年から国民が裁判官と共に刑事裁判に当たる裁判員裁判が始まつたが、現状のままでは、裁判員も含め冤罪づくりに加担させられることも危惧される。また、最近では郵便不正事件に関わる、厚生労働省元局長の冤罪事件、大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件が発覚した。元局長の裁判では、検察の筋に合うように関係者にうその供述を強要したことなどが明らかになり、無罪となつた。また、大阪地検の改ざん問題では、弁護人に開示されたいた他の証拠から改ざんの事実が明らかになつた。ここでも、密室での取調べの全面可視化と、証拠の改ざんを防止するためには検察の手持ち証拠の全面開示の必要性が明らかになつた。

ついては、これ以上の冤罪事件を生まないため、また、現在冤罪で苦しんでいる人たちを救済するため、次の事項について実現を図られたい。

一、警察・検察における取調べに当たつて、全過程の録音・録画を行うよう法律を改正すること。

二、検察が持つっている全ての証拠(検察にとつて不利な証拠を含む)を裁判に先立ち、弁護人にち証拠の全面開示に関する法律を改正すること。

第一五六三号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する法律を改正すること。

請願者 札幌市手稲区曙六条二ノ五ノ六
紹介議員 伊藤直敏 外百七十九名
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願
　請願者 千葉県東金市田間八四ノ四 奥幸子 外百七十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一七二八号 平成二十四年六月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 岡山県倉敷市水島南春日町九ノ六
紹介議員 山下 平井昭夫 外九百九十七名
この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

三十二名 紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一七九六号 平成二十四年六月十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院
施設の増員に関する請願
請願者 福井県坂井市春江町中筋二七〇一
○ 高山雄次 外八千九百二十六

請願者 札幌市手稻区曙七条二ノ一〇ノ一 平成二十四年六月八日受理
紹介議員 大門 実紀史君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六六号 平成二十四年六月八日受理
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願
請願者 兵庫県朝来市山東町塩田五二五 山下俊博 外百七十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一七二六号 平成二十四年六月十二日受理
児童買春・児童ボルノ禁止法改正問題に関する拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるに關する請願
請願者 山口県山陽小野田市北竜王町一六 ノ二九 宗安力 外二名
紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一七二七号 平成二十四年六月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩四ノ四ノ二 政木省三 外九百九十九名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所法の一部を改正する法律案(第一百七十九回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)
裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法。及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
(裁判所法の一部を改正する法律案)
(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五百五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に、「又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の一項を加える。

第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一
部改正)

第一条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一七九六号 平成二十四年六月十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院
施設の増員に関する請願
請願者 福井県坂井市春江町中筋二七〇一
○ 高山雄次 外八千九百三十六
名 紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。
六月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、裁判所法の一部を改正する法律案(第百七
十九回国会提出、衆議院継続審査)
裁判所法の一部を改正する法律案(衆議院修正)
裁判所法の一部を改正する法律案(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)
(裁判所法の一部改正)
第一条 裁判所法(昭和二十一年法律第五十九号)
の一部を次のように改正する。
第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下
に「又は修習資金の貸与を受けた者について
修習資金を返還することが経済的に困難である
事由として最高裁判所の定める事由があると
き」を加える。
附則に次の二項を加える。
第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科
大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四
年法律第二百三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成
に関する制度についての検討において、司法修習生に対する
適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法
修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべき
ものとする。
(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一
部改正)
第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科
大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四
年法律第二百三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成
に関する制度についての検討において、司法修習生に対する
適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法
修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべき
ものとする。

(平成十四年法律第二百三十九号) の一部を次のように改正する。
附則第二条中「この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「勘案へ」の下に「国民の信頼に足る」を加え、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要のことを学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二百三十九号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

平成二十四年七月二日印刷

平成二十四年七月三日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

P